

こどもまんなか熊本・実現計画

基本方針編



©2010 熊本県くまモン

令和7年(2025年)3月

熊本県



こどもや若者、子育て当事者が笑顔にあふれ幸せになることで少子化・人口減少の流れを変えることにもつなげていくためには、こども・若者がキラキラ輝き、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現する必要があります。

そのため、私は、「こどもまんなか熊本」の実現を県政の最重要課題の一つに位置付けた上で、「こどもまんなか熊本・実現計画」を策定することとしました。これは、本県の「くまもと新時代共創基本方針」とも調和・連携しながら定めた熊本県独自の計画であり、「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を県民の皆様にお示しするものです。

この計画では、全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できることを大切にしています。そして、そのためにも、それを支える家庭やこども・若者・子育て当事者に関わる方を支援することが重要としています。

計画の策定に当たっては、有識者で構成する熊本県子ども・子育て会議で審議を尽くしていただきましたとともに、こども未来創造会議やパブリックコメント等で、こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方々など当事者・関係者から多くの御意見をいただきました。

私自身も、中学生・高校生の皆さんからの意見聴取や経済界・労働界との意見交換会に参加し、率直で実感のこもった意見を聞くことができ、ライフステージに応じた様々な課題が見えてきました。

それらの意見を反映させることで、「県民と共に未来を創る」という私の思いを表すことができた計画となりました。

また、県庁各部のトップが集結する「こどもまんなか熊本」推進本部で議論し、全庁一丸となって計画を遂行する環境も整えています。

この計画に基づいて、「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組みをオール熊本で進めるとともに、今後も引き続き、こども・若者、子育て当事者、関係者の御意見を伺い、毎年、取組みの見直しを行ってまいります。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に心から御礼申し上げます。共に「こどもまんなか熊本」を実現していきましょう。

令和7年（2025年）3月

熊本県知事 木村 敬

こどもまんなか熊本・実現計画（基本方針編）

第1	はじめに	1
1	計画の策定までの経緯	1
2	計画の位置付けと期間	2
3	こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題	3
4	計画が目指す「こどもまんなか熊本」	8
第2	計画に関する基本的な方針	10
第3	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項	11
1	こどものライフステージに応じた支援	11
(1)	ライフステージを通した支援	11
(2)	こどもの誕生前から幼児期までの支援	15
(3)	学童期・思春期の支援	16
2	若者の夢が実現できる環境整備	22
(1)	高等教育の修学支援、高等教育の充実	22
(2)	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	23
(3)	魅力的な地域づくり等	24
(4)	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	24
3	希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	24
(1)	結婚支援	25
(2)	不妊治療等の支援	25
(3)	出産支援と産後等の支援	25
4	あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	27
(1)	子育てや教育に関する経済的負担への対応	27
(2)	地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	28
(3)	安心して働く職場環境づくり等	28
(4)	ひとり親家庭への支援	30
5	特に支援が必要なこどもへの支援	30
(1)	こどもの貧困対策	30
(2)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	31
(3)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	32
(4)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	35
第4	こども施策を推進するために必要な事項	37
1	こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	37
2	こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	38
3	こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	39
4	その他のこども施策の共通の基盤となる取組み	40
5	施策の推進体制等	41
別紙		45
1	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標	45
2	こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標	46
参考資料		53
1	第2期「くまもと子ども・子育てプラン」における進捗状況	53
2	相談窓口	61
別添	教育・保育の提供体制	62

第1 はじめに

1 計画の策定までの経緯

第1
はじめに

1

計画の策定までの経緯

(令和5年度（2023年度）までの経過)

本県では、平成19年（2007年）の「熊本県子ども輝き条例」¹の制定以来、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進してきました。また、平成24年（2012年）8月の子ども・子育て支援法等の制定を踏まえ、平成27年（2015年）に「くまもと子ども・子育てプラン」を策定し、その第2期プランの期間を令和7年（2025年）3月までとしています。

国においては、令和5年（2023年）4月1日、子ども基本法²が施行され、都道府県は子ども大綱を勘案し都道府県子ども計画を定めるよう努めるものとされています（第10条第1項）。

（策定年度（令和6年度（2024年度））の経過）

令和6年（2024年）5月29日、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である「子どもまんなか熊本」推進本部会議を開催し、県子ども計画の案の作成に当たり、同推進本部から熊本県子ども・子育て会議³に対し今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、子ども大綱を勘案しつつ、子ども未来創造会議で子ども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、子どもや若者⁴、子育て当事者⁵の視点に立って具体的な議論を進めることを決定しました。

令和6年度（2024年度）は、令和5年度（2023年度）に実施した県民アンケート⁶や子ども・若者等とのグループインタビューに加えて、9月に中間整理を挟みつつ、子ども未来創造会議やパブリックコメント等において子ども・若者や子育て世代、子育ての現場に携わる関係者等の意見を伺うとともに、県庁内の若手職員を「子どもまんなか応援団」として当事者目線での意見を聴取したほか、知事が経済界・労働界と「子どもまんなか熊本」の実現に向けて意見交

¹ すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組みに関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする条例です。

² 子ども基本法では、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、本計画における「子ども」の定義も同じとします。なお、法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「子ども」と表記しています。

³ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者で構成しています。

⁴ 「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

⁵ 子育て当事者は子どもを養育する者のことをいいます。

⁶ 広く県民の子育て環境や意識の実態、若年層が熊本に定着するために必要なもの等を把握し、各世代、未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データの収集を目的とし、県内在住の若者、子育て世代を対象に実施したWebアンケート調査です。（回答者数：12,408人）

換を行い、5回にわたる熊本県子ども・子育て会議での審議、3回にわたる「こどもまんなか熊本」推進本部での議論を経て、3月に「こどもまんなか熊本・実現計画」を策定しました。

【こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組みの実施結果（中間整理後）】

意見の聴取の取組	参加人数 (延べ)	件数	件数(※4)		
中間整理の項目	こども未来創造会議 (座談会型) (※5)	パブリック コメント	経済界・労働界 との意見交換		
第1 はじめに		1 件	5 件	0 件	
第2 計画に関する基本的な方針		3 件	3 件	0 件	
第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項	315 件	117 件	14 件		
1 こどものライフステージに応じた支援	212 件	66 件	4 件		
2 若者の夢が実現できる環境整備	22 件	6 件	2 件		
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	4 件	3 件	1 件		
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	49 件	25 件	6 件		
5 特に支援が必要なこどもへの支援	28 件	17 件	1 件		
第4 こども施策を推進するために必要な事項	49 件	11 件	0 件		
1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	16 件	5 件	0 件		
2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	7 件	3 件	0 件		
3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	11 件	0 件	0 件		
4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み	14 件	2 件	0 件		
5 施策の推進体制等	1 件	1 件	0 件		
その他 (※6)	42 件	6 件	0 件		
合計	410 件	142 件	14 件		

合計 256 人 566 件

※1 参加人数は、御意見を頂いた個人と団体の合計（80個人、2団体）。

※2 第3回子ども・子育て会議後の意見はパブリックコメントでの提出を依頼。

※3 こども未来創造会議（座談会型）や計画へのオンラインアンケートへの参加を希望された方々。

※4 様々な分野にまたがる意見は、数字の番号が小さいものの中にのみカウント。

※5 「こどもまんなか熊本」モニターからの意見の件数を含む。

※6 数値目標・指標への意見を含む。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、既存の第2期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し、こども基本法第10条第1項に基づく「こども計画」として位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく行動計画と一体のものとして策定⁷し、この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた本県におけるこども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定します。

⁷ こども基本法では、都道府県こども計画は、都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成することも施策関係計画と一体のものとして作成することができます（第10条第4項）。

3 こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題

(1) 本県のこどもの状況に関する留意事項

第
1

はじめに

3

こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題

悩みを相談できる人がいると答えた子どもの割合は 72.6% にとどまったほか、普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合は小学校（公立）で 47.2%（全国 49.9%）、中学校（公立）で 38.8%（全国 40.9%）にとどまりました（熊本県子ども家庭福祉課「令和 5 年（2023 年）熊本県子どもの生活に関する実態調査」、文部科学省「令和 5 年度（2023 年度）全国学力・学習状況調査」）。

相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は 13.3% であり、特にひとり親家庭は 40.9% と高くなっています（熊本県子ども家庭福祉課「令和 5 年（2023 年）熊本県子どもの生活に関する実態調査」）。

小学 6 年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは 6.3% であり、そのうち頻度が「ほぼ毎日」なのは 55.7% となっています（熊本県子ども家庭福祉課「令和 4 年度（2022 年度）熊本県におけるヤングケアラーの実態に関する調査」）。

令和 5 年度（2023 年度）の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数は 2,739 件で、過去最多だった令和 4 年度（2022 年度）（2,764 件）と同水準でした（児童相談所における児童相談の現状）。

児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしていた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは 41.7% に及びます（熊本県子ども家庭福祉課「令和 5 年度（2023 年度）熊本県社会的養護自立支援実態把握調査」）。

令和 5 年度（2023 年度）における小学校・中学校での 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 40.8 人であり、全国平均 37.2 人より多い状況です（文部科学省「令和 5 年度（2023 年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。

令和 5 年度（2023 年度）における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での 1,000 人当たりのいじめの認知件数は 31.0 件であり、全国平均 57.9 件より低いです（文部科学省「令和 5 年度（2023 年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。

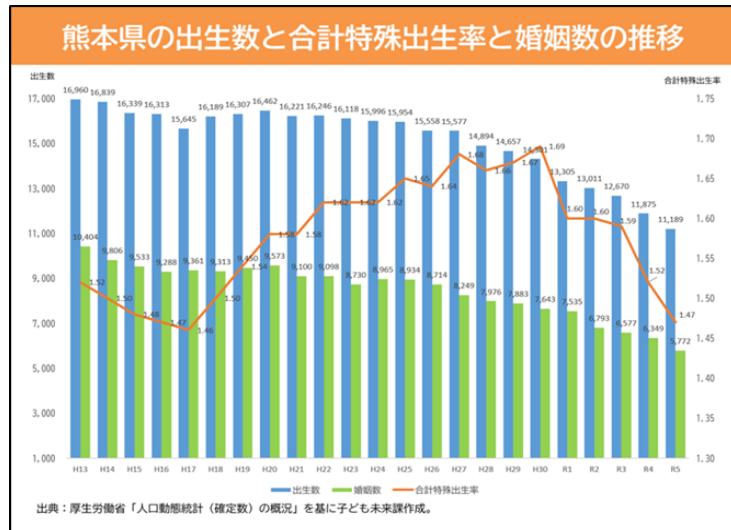
本県では令和 5 年（2023 年）に 10~19 歳のこども・若者 9 人が自殺しており、10 歳代から 30 歳代までの死因の最多は自殺となっています（厚生労働省「令和 5 年（2023 年）地域における自殺の基礎資料」）。

本県における令和 5 年（2023 年）のインターネット利用に起因する非行少年数は 14 人、福祉犯の被害少年数は 25 人に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多くなっています（熊本県警察調べ）。

(2) 少子化と人口構成の推移

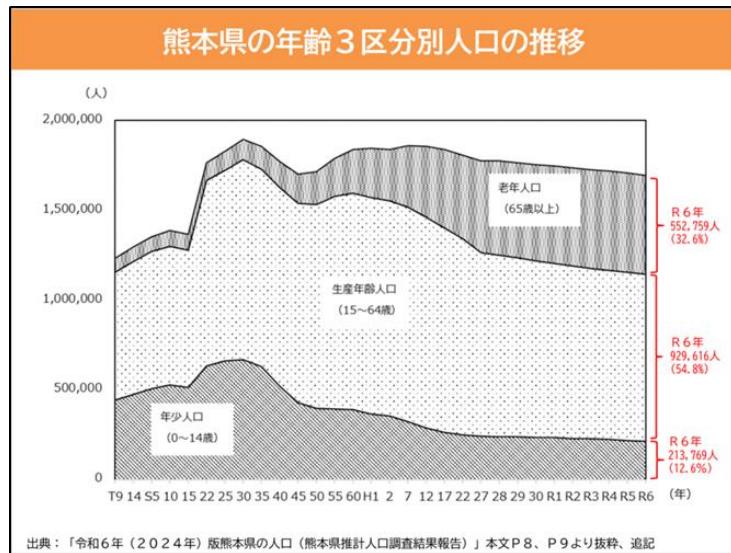
令和5年（2023年）の本県の出生数は11,189人であり、おおむね婚姻数の減少と並行して減っており、8年連続減の状況です。

令和5年（2023年）の本県の合計特殊出生率⁸は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいますが、平成30年（2018年）以降低下が続いている。



令和4年（2022年）の市町村別の出生数で見ると、県内出生数の48.8%を熊本市が占めている一方で、10人未満の出生数の村が3村あります（熊本県健康福祉政策課「令和4年（2022年）人口動態調査報告第2部統計編」）。

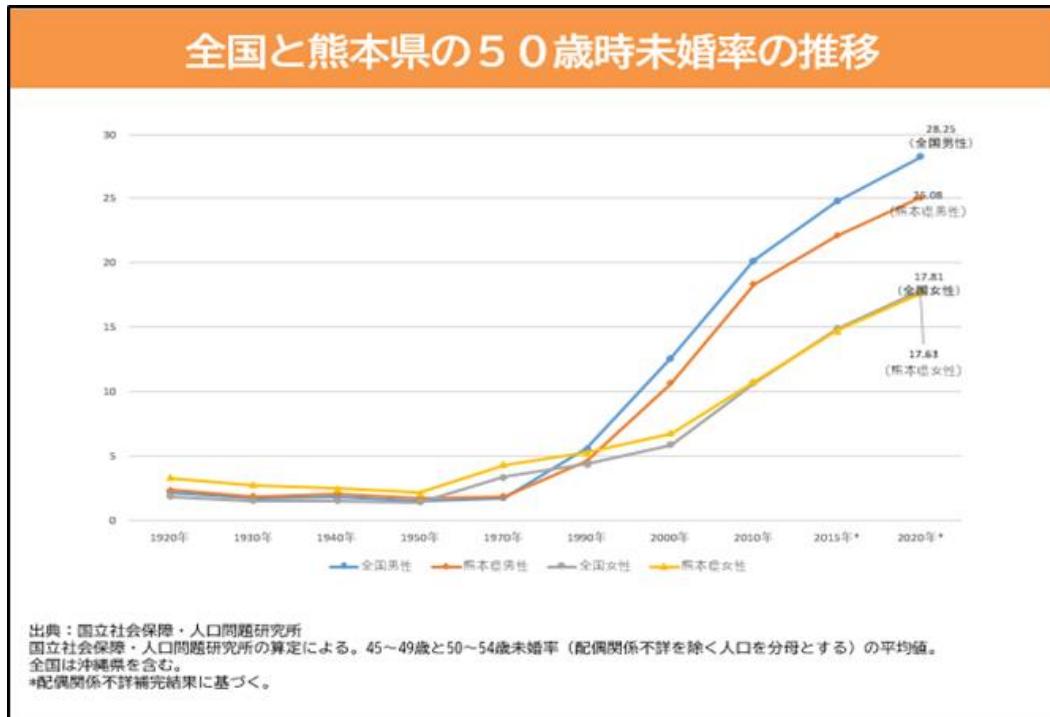
本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和6年（2024年）時点の全人口に占める割合は12.6%でした。



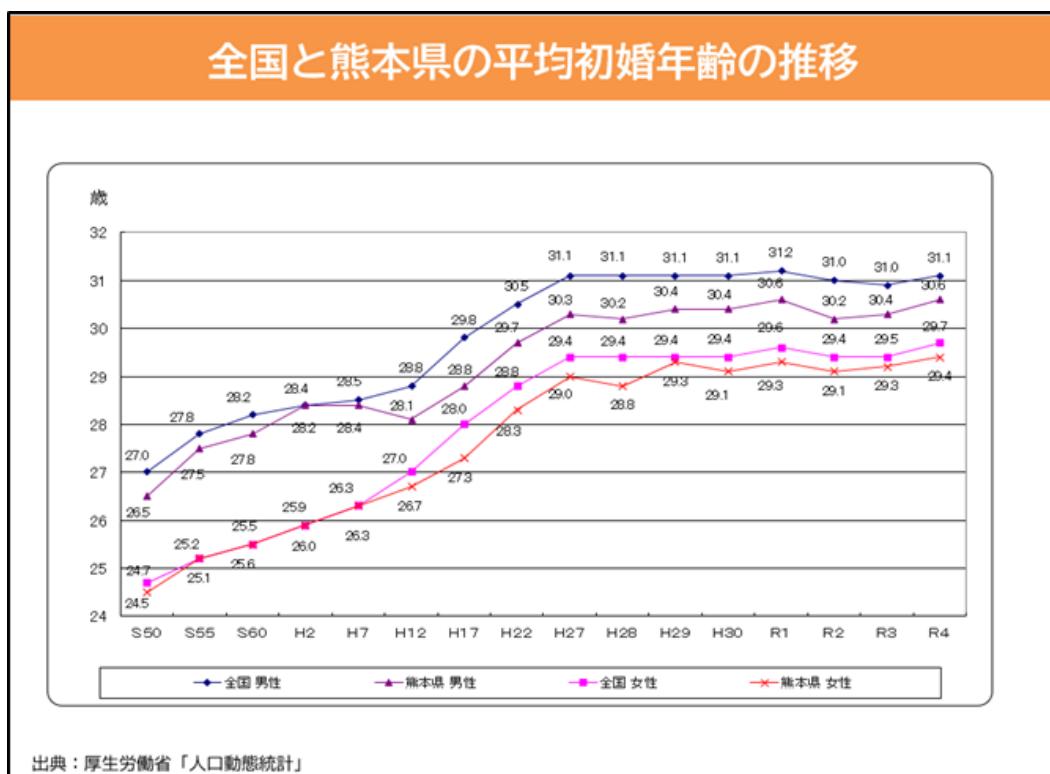
⁸ その年における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(3) 少子化の背景

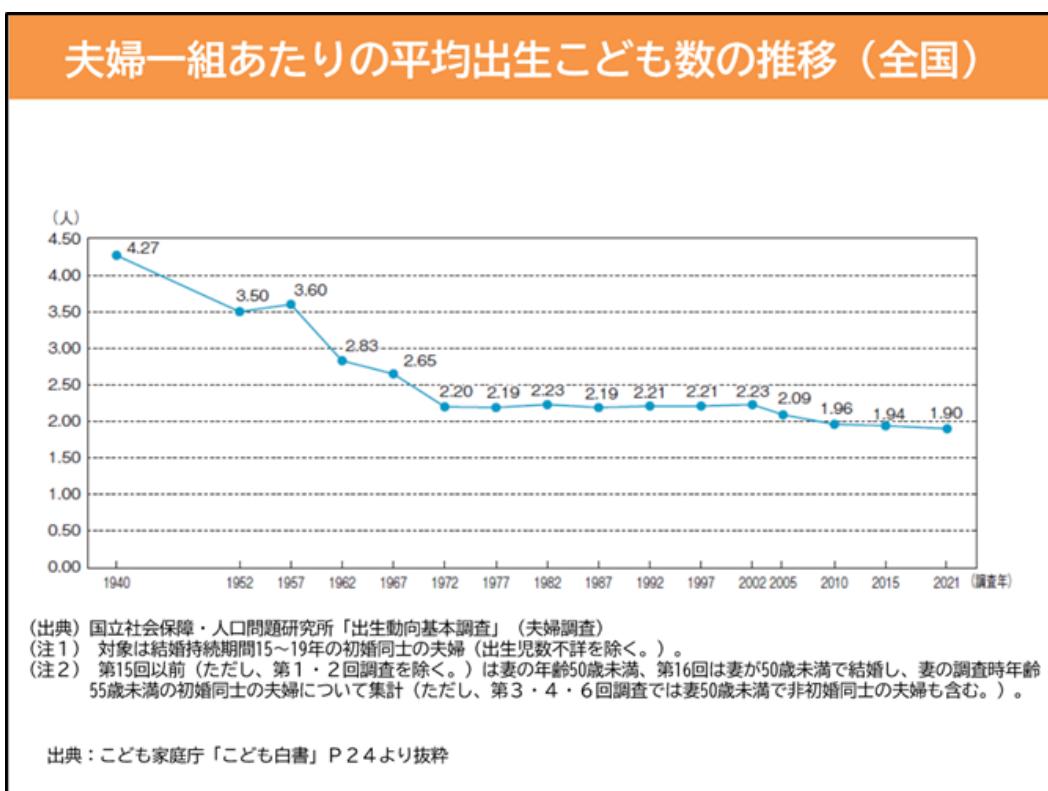
全国と本県の50歳時未婚率を見ると、男性は全国平均より低く、女性は全国平均と同程度であり、いずれも上昇傾向にあり、未婚化が進んでいます。



全国と熊本県の平均初婚年齢を見ると、男性・女性共に、全国平均よりは低いものの、上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



全国の夫婦（対象は下のグラフの注1を参照）一組当たりの平均出生こども数は漸減していますが、2021年でも半世紀前の約9割の水準である1.9人を維持しています。



（4）未婚化・晩婚化の背景にあると考えられるもの

結婚につながるきっかけやタイミングを県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」が最も多いですが、「社会人になってある程度経験を積んだとき」や「貯蓄ができたとき」のようにキャリアや経済的事情による部分も見受けられます（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

本県の年齢階級別非正規雇用者比率をみると、男性は30歳代に近づくにつれて低下しますが、30～50歳代でも1割前後は見られます（熊本県労働雇用創生課「令和3年度（2021年度）版労働関係統計」）。

結婚したくない県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「夫婦関係や親戚付き合いが面倒」が一番多く、学生・生徒の場合は「自由に趣味や娯楽を楽しみたい」が一番多いですが、「経済的に余裕がない」又は「経済面に不安がある」と回答する層が一定数あります（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

(5) こどもをもたない背景

こどもをもたないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「必要性を感じない」「こどもを持つイメージが湧かない」が多く、学生・生徒の場合は「自信がない・育て方がわからない」が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

現実に育てる予定のこどもの人数を理想のこどもの人数より少なく回答した県民にその理由を尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、社会人の2位は「高齢出産は不安」、学生・生徒の2位は「自分の仕事に差し支える」でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

追加予定こども数が1人以上と回答した夫婦に、今後そのもつともりのこどもをもてない場合があるとすれば、どのような理由が想定されるかを尋ねたところ、全ての年齢層で「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」を選ぶ夫婦が最多でした（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」）。

(6) 子育てを巡る状況と子育てに必要な支援

本県（熊本市を除く）において、この地域で子育てをしたいと思う親の割合は71.2%であり、全国（66.2%）と比較すると大きいものの、今後向上していくことが望ましいです（こども家庭庁「令和5年度（2023年度）母子保健事業の実施状況等調査」）。

本県において、核家族世帯数が増え、3世代世帯数は減る中で、世帯当たり人員が減少しています（総務省「令和2年（2020年）国勢調査」）。

全国において、「保護者の子育てが地域で支えられていると思わない（「どちらかというと思わない」を含む）」人の割合は、46.6%を占めています（こども家庭庁「令和5年度（2023年度）こども政策の推進に関する意識調査」）。

子育てに必要な支援を県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「働きながら子育てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」が上位3位を占めました（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

働きながら子育てができる環境の充実に必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「こどもが病気の時に休暇を取りやすい職場環境」「こどもの学校行事の時に休暇を取りやすい環境」「育児休業のための休暇を取りやすい職場環境」「短時間勤務や在宅勤務を選択できる仕組み」の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

保育・子育てサービスの充実のために必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「仕事の有無に限らず、必要なときにこどもを預けられる仕組み」が最も多くなりました（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

(7) 働きながら子育てができる環境

本県における令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）6月30日までの間の正社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%です（熊本県労働雇用創生課「令和5年度（2023年度）熊本県労働条件等実態調査報告書」）。

本県では、従業員規模が大きいほどテレワークが導入されている状況にあります（熊本県労働雇用創生課「令和5年度（2023年度）熊本県労働条件等実態調査報告書」）。

本県（熊本市を除く。）において、父親が育児をしていると感じている親の割合は3・4か月児で70.2%（全国70.9%）、1歳6か月児で69.9%（全国68.7%）、3歳児で64.8%（全国64.6%）であり、全国と同様の傾向であるものの、今後向上していくことが望ましいです（こども家庭庁「令和5年度（2023年度）母子保健事業の実施状況等調査」）。

本県の待機児童数は、平成31年（2019年）4月時点で178人だったところ、令和6年（2024年）4月時点で4人となりました（こども家庭庁「令和6年度（2024年度）保育所等利用待機児童数調査」）。

(8) 社会増減

若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの、充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性向上」の順に高く、学生・生徒の場合は、「企業の魅力向上」「安全安心な生活環境」「子育てをしやすい環境の充実」の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

本県の男女別社会増減をみると、2016年以降、女性の転出超過が男性を上回っており、2022年の男女別社会増減をみると、20歳代女性の転出が特に多い状況です。（熊本県統計調査課「平成25年（2013年）～令和4年（2022年）熊本県統計年鑑」、総務省「令和4年（2022年）住民基本台帳」）。

本県の20歳代～30歳代の女性の転出超過数が男性を上回っている要因を調査した結果、熊本は自然が豊かで愛着もあり、戻りたいという気持ちがある一方で、自分の能力やキャリアを活かせる魅力的な職場が少ないとや交通の不便、さらに「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による役割分担意識が根強く残っているなどの意識面の課題が見えました（熊本県男女参画・協働推進課「令和4年（2022年）女性が住みたくなるスタートアップ事業調査報告書」）。

4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」

（基本的な考え方）

こどもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、未来の熊本、国、そして世界を担う私たち全ての未来です。

また、こどもは、命が始まり、生まれ、育つ全ての過程において大切にされなければならぬ存在であり、全てのこどもが健やかに育つことは、県民みなの願いです。

さらに、こどもは、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、おとなと一緒に社会を形成する県民です。

少子化の進行など、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、こどもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの幸せな暮らしや育ちを支えていくことが必要です。

(計画が目指す「こどもまんなか熊本」)

こうした前提に立った上で、本計画が目指す「こどもまんなか熊本」とは、こども・若者がキラキラ輝き⁹、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本です。

(「こどもまんなか熊本」実現により想定される変化)

こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援します。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、熊本の未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながります。

(今後の取組み)

第4の5(1)に記載のとおり、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、計画のもとで進める施策の点検と見直しを図っていきます。

⁹ 「こども・若者がキラキラ輝く」は、後述第2「計画に関する基本的な方針」①に対応するものであり、「こども・若者が幸せに暮らし、成長できる」状態を指します。

第2 計画に関する基本的な方針

「こどもまんなか熊本」の実現に向けて以下の6本の柱を計画の基本的な方針とします。

(全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする)

①こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

(家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする)

②若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。

(こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようになる)

③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようになる。

(こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する)

④施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

(関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う)

⑤国、県庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めるに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差ができる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育ち・子育てを応援できるよう気運を醸成する。

(県民と共に未来を創る)

⑥「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形で共に未来を創る。

第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

上記「第2 計画に関する基本的な方針」のもとで、「こどもまんなか熊本」の実現に向け、次の重要事項に取り組みます。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組みについては、「こどもまんなか熊本」推進本部が「こどもまんなか熊本・実現計画（具体施策編）」として取りまとめます。

1 こどものライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通した支援

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。なお、特に支援が必要なこどもへの支援は、第3の5で後述します。

1 ア こども・若者の権利の擁護

(こども・若者が大切にされている実感を持つ社会)

こども・若者がキラキラ輝くためには、こども・若者が大切にされている実感を持つ社会であることが重要です。

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

子どもの教育、養育の場において子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

(おとなを対象とした人権啓発活動の推進等)

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなの対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。また、広く社会に対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く県民に周知します。

イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進)

市町村、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じ、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、県立青少年教育施設の利用促進など地域資源を生かした遊びや体験の機会・場を計画的に創出します。

その一環として、こどもをもたないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多であったことや、子どもの健やかな成長にもつながることも踏まえ、子どものころから自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援します。

また、小さい頃からの命の大切さ等の動物愛護精神を養うことが必要なため、命の教育の一環として、学校や教育委員会と連携し動物愛護センターでの動物愛護教育、学校への出前講座等を実施します。

こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、食育を戦略的に進めます。地産地消による高品質な学校給食等を提供することにより、幼い頃から味覚を育て、郷土の食への愛着と誇りを育成します。

さらに、子どもの農林漁業体験を推進し、人間と自然が共存する営みへの理解、食の生産者への関心を深めるほか、子どもが自然に接する機会が少なくなっている中、森林環境教育を実施し、子どもの森林・林業への理解を育みます。こうした動きを県外や熊本都市圏との都市農村交流につなげることは、今の都会っ子にはない「ふるさと」を熊本に見つけてもらう「こどもからの関係人口¹⁰」の創出にもつながります。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠です。読書習慣の定着、熊本の文学・歴史を学ぶ機会の確保に加え、子どもが本に親しむことができるよう「熊本県立図書館」、「くまもと文学・歴史館」及び「こども本の森 熊本」など図書館の蔵書の充実や、電子図書館の利用促進を図るなどサービスを充実します。

地域や成育環境によって体験活動の機会にできるだけ格差が生じないよう努めます。

(生活習慣の形成・定着)

子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、これまでに引き続き「くまもと早ね・早起きいきいきウィーク」を実施します。

乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市町村や保育施設における歯磨き・適切な食生活習慣についての歯科保健指導の増加やフッ化物応用等の取組みを進めます。

今後、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座を新たに実施するなどして保護者への幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して、幼少期からの基本的な生活習慣づくりの取組みの充実を図ります。

¹⁰ こどもの頃から様々な体験活動等を通じて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいいます。

(こども・若者が活躍できる機会づくり)

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていくよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流、グローバル人材育成を推進します。

県内の博物館・美術館について、学芸員の質の高い活動を支援し、おとながらこどもまで楽しめる展示を充実させるとともに、県内各地での展示を推進します。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、水俣病問題等を通じた環境教育など、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育¹¹等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者を育成します。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働のもと、応援します。

海外から帰国したこども・若者やT S M Cの進出等に伴い増加している外国人住民のこども・若者について、就学支援や日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。特に、日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実に向けて、小・中・高等学校等における児童生徒の支援体制の強化に努めます。

熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組みます。

(こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップの解消)

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努めます。

学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料を作成、配布するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組みに関する啓発や情報発信を進

¹¹ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育をいいます。S T E A MのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（ Liberal Arts ）で定義し、推進することが重要とされています。

めます。

ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづくりを加速化します。

道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方にとって利用しやすく、安全・安心で快適に過ごせるかという視点に立って、通学路を含めた道路の安全対策や公共交通の利用環境改善、こどもの遊び場の整備とそのアクセスの確保、地域の賑わいにつながる親水性に優れた水辺空間の創出などの取組みを推進します。

こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、県営住宅や民間の空き家を活用した子育てしやすい住まいづくりの推進など、住宅支援を強化します。

親子で参加できる、又はこども・若者が参加したくなる地域のイベントなどの取組みを推進します。

多目的アリーナや野球場、武道場等のスポーツ施設について、有識者による検討会議により検討を進め、県としての整備の方向性を決定します。

エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組みを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。

誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠をなくすため、学校と連携する等して高校生などの若い世代に対して、講演会等を通じて、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援¹²を推進します。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェム

¹² ライフデザイン支援は、自分自身の人生の選択肢として、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもをもつことについて考える機会とその際に参考となる知識やロールモデルを提供し、自分が人生に何を望み、この先どういったことがハードルになるのかということに気づく機会をもたらすものです。また、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方々の希望を実現する社会を目指していく上でも、重要な取組みです。

テック¹³の利活用を通じた女性の健康への支援の検討を行います。

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する課題分析、相談、人材育成等を進めます。

(こどもの成長や発達に関する県民全体への普及啓発)

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、県民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイング¹⁴の向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにならなければなりません。

これらを踏まえ、後述の「3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援」と併せ、以下の施策に取り組みます。

(幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン¹⁵の共有と関係取組みの推進)

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場をはじめとして、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、関係する取組みを推進します。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、切れ目なく保障されるよ

¹³ Female（女性）と Technology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

¹⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいいます。

¹⁵ 令和5年（2023年）12月22日閣議決定。

う取り組みます。

(地域の身近な場を通じた支援の充実)

希望する誰もが利用しやすい幼稚園・保育所・認定こども園の実現に向けて、待機児童対策に取り組む等、制度設計や環境改善を進めるとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点、保育所、認定こども園、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援を充実します。特に、全ての家庭について、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、熊本市と連携して、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た知見等を他市町村に共有する等して、同制度の試行実施・本格実施への対応を万全にします。

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、必要に応じて利用につなげていきます。併せて、病児保育の充実を図るとともに、子どもが病気のときには休暇を取れるよう、職場における休暇取得の気運を醸成します。

(幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、子どもの主体的な活動を大切にした教育・保育の推進や保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材の確保、特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応、保育所等への指導・監査等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていきます。

また、性暴力の加害者、被害者にならないよう、幼児期から自分や相手の体を大切にできるような取組みを推進します。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通して質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

(3) 学童期・思春期の支援

(学童期)

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

(思春期)

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることはないと想定します。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

1 ア 質の高い教育の推進

こどもたちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる熊本の未来を創る基盤となるのは「教育」であり、変化の激しい時代の中、こどもが未来の社会を自立的に生き、社会に参画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があります。

そのため、「自らの可能性を広げ、未来を切り拓く、熊本の人づくり」の理念のもと、質の高い教育を推進します。

(家庭・地域の教育力の向上)

家庭を基盤とし、社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育を支援します。

また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組みます。

(安全・安心に過ごせる学校づくり①いじめへの対応)

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止や早期発見・解消、相談・支援体制の充実に取り組み、「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめに負けない¹⁶」集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、いじめの早期発見、早期支援を推

¹⁶ ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べています。

進するとともに、いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に置き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・支援体制を充実させます。

また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりに努めます。そのため、学校における言語環境を整えるとともに、ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びSOSの出し方教育などの充実を図り、児童生徒の援助希求行動能力の育成に努めます。

さらに、規律ある態度のもと、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組みを充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

(安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応)

近年、不登校児童生徒数は、増加の傾向が続いている。早期に対応することが重要であるため、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」として欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めます。さらに「+1（プラスワン）」として、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門機関等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

また、いじめへの対応と同様に「心の健康観察」により、不登校リスクの早期発見、早期支援を推進します。併せて、教室外・学校外の学びの場の充実やICTの活用等により、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境の整備に取り組みます。

(安全・安心に過ごせる学校づくり③人権教育の充実)

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものです。

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、県民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できるような人権教育を総合的かつ計画的に推進します。

学校教育においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を目指し、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、部落差別（同和問題）、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者及びその家族の人権、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害などの様々な人権問題を自分のこととして考え、実践的な行動力を持った児童生徒を育成する人権教育に取り組みます。

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)

児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ICTの活用や遠隔授業の推進等に取り組みます。

豊かな心の育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化や芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組みます。

健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進など食育の充実に取り組みます。

(障がいや多様な教育的ニーズに応える)

小中高校各段階に応じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学び育ちあうとともに、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を市町村教育委員会等と連携して推進します。障がいのある児童生徒の様々な事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるよう、ICT環境や特別支援教育支援員の配置の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の環境整備等の教育環境を充実させます。

(キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)

こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるようキャリア教育の充実を図り、地域社会で活躍できる産業人材の育成に取り組みます。

外国語教育の充実や海外留学促進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができるよう「国際バカロレア教育¹⁷」を導入するなど、熊本発のグローバル人材の育成に取り組みます。

地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

(魅力ある学校づくり)

生徒の希望に応じた教育が受けられ、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づくりに取り組みます。

優れた才能や個性を伸ばすため、理数教育や国際教育の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術分野で活躍する人材の育成に取り組みます。

部活動への地域のスポーツ・文化芸術の人材活用等、地域の様々なパートナーに参画いただき、学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

¹⁷ 国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する、国際的な視野を持った人材を育成するための教育プログラムです。

県立高校同士の交流の場を充実させることで、多様な価値観に触れる機会を創出します。

(こどもたちの学びを支える環境づくり)

厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用など、意欲に応じて誰もが教育を受けることができる環境を構築します。

教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、こどもたちと向き合う時間の充実にもつながる働き方改革を推進します。

ICTを活用した教育DXの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

(文化・スポーツの振興等)

地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを推進するとともに、熊本が全国に誇る貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

スポーツに親しむことができる環境を創出するとともに、競技スポーツの競技力向上を図り、こどもたちに夢と希望を与えるトップアスリートの育成に取り組みます。

図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習する機会の提供に取り組みます。

(校則の見直し)

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、今後も学校や市町村教育委員会等に対してその旨を周知していきます。

イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。

こども・若者の金融リテラシー向上を目指すため、金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進します。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組みます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするために、社会保障教育の取組みを一層推進します。

こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意思を政治に反映させる行動をとることができるように、市町村選挙管理委員会と連携して、選挙出前授業を実施します。選挙は、有権者の意思を政治に反映させる大切な機会ですが、投票率は低下傾向にあり、特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低くなっています。選挙出前授業では、生徒会役員選挙などこども・若者にとって身近な意思決定の機会に合わせ、選挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会などを提供します。

ウ 居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者、子育て当事者の声を聞きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂（地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消と「小1の壁」「小4の壁」の克服を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組みます。

エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

重篤な小児救急患者等に24時間体制で対応するため、小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備の支援など、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子ども医療電話相談事業（#8000）の実施により、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

小児医療体制の課題や必要な取組みを検討するため、小児医療体制検討会議等を開催する

とともに、小児医療に係る周産期医療等の関係機関との連携を強化します。加えて、新生児集中治療室（N I C U）退院児等の在宅移行の支援等においては、小児在宅医療支援センター等が中心となり、中核となる病院、市町村との連携を図ります。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。

子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援を進めます。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

子ども・若者の健康の保持増進を担う教職員の支援体制の推進や、健康診断等の健康管理や学校薬剤師等による薬物乱用防止教育など、学校保健を充実します。

2 若者の夢が実現できる環境整備

若者・子育て世代の所得を伸ばし、現在の生活に対する満足度を高めることは、少子化の傾向の反転を目指した取組みとして不可欠です。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することで将来に希望を持って生きられる熊本をつくることが重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

（1）高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

県立の高等教育機関¹⁸に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、県立の高等教育機関において教育内容・方法の改善を進めます。

在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育等を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

大学等における学生の自殺対策などの取組みや、障がいのある学生への支援を推進します。

¹⁸ 熊本県立大学、県立技術短期大学校、県立高等技術専門校、県立農業大学校、くまもと林業大学校を指します。

青年期の社会人をはじめとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組みを促します。

(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み

(若者の県内就労・就業促進)

ジョブカフェやジョブカフェ・ランチにおいて、仕事を探している若者一人一人に合わせた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。また、若者を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取組みを評価するブライト企業認定制度の普及や、ハローワークや地域若者ステーション等との連携により、若者が県内で働くことに希望を持てるよう努めます。

産業界との連携やコーディネーター等を配置することにより、高校と県内企業間の関係強化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

生徒や保護者の県内企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持てるよう努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組みを進めます。

また、農林畜水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と連携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助成等きめ細かな支援を行います。

(移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)

市町村等との緊密な連携のもと、熊本に魅力を感じている人たちに向けて、働く場の確保を含めた総合的な移住・定住施策をワンストップで積極的に展開します。特に、若者、中でも女性が県外に流出していることを踏まえ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくために多彩なジャンルの企業誘致や若者の創業支援等の取組みを支援していきます。このうち、若者の創業支援に関しては、起業家として活躍する移住・定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果たす重要な役割を踏まえ、起業含みで大都市からの移住・定住を検討する人に熊本を選んでもらえるような、魅力的な起業家支援も実施します。

県内の制度参加企業等に就職した若者の奨学金返還や赴任費用等を企業等と県が2分の1ずつ負担して支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」(くま活サポート)を引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援します。

(雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、希望する非正規雇用労働者の正規化や働きに応じた公正な処遇を推進します。併せて、その実現を下支えするためにも、県内企業の生産性向上や価格転嫁等の取組みを支援します。

(3) 魅力的な地域づくり等

熊本が大好きなこどもたちが、熊本で暮らし続けられるとともに、一旦県外に出た出身者が喜んで故郷に帰ってこられるよう、県内各地でこども・若者にとって魅力的な地域づくりを推進します。

その一環として、こどもまんなか応援サポーター¹⁹に就任しているくまモンが、これまで以上にイベント等への出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけるとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、熊本に住み、子育てをすることの良さを県内外、ひいては海外へ向けてアピールしていきます。

国に対して、人口戦略を国政中核的課題と位置付け、人口戦略を不退転の決意で総合的に推進する組織や態勢を整えるよう、引き続き求め続けます。

(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知します。

3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

¹⁹ こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等をいいます。

(1) 結婚支援

令和5年度（2023年度）に実施した県民アンケートによれば、結婚につながるきっかけやタイミングで一番大きいものは「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」です。婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充実、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援等により、婚活・結婚を重点的に支援します。

(2) 不妊治療等の支援

不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えると願った際に直面する悩みに対応する相談体制・情報提供を強化するほか、企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備について好事例や支援制度の周知を行いながら働きかけていきます。また、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

(3) 出産支援と産後等の支援

(周産期医療体制の充実)

県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、産科医師等の確保・育成に継続的に取り組むとともに、ICTの活用や医療機関間の連携強化等を進め、総合的な周産期医療体制を充実させます。

具体的には、限られた医療資源の中で周産期医療体制を維持していくため、周産期医療協議会²⁰の開催、周産期母子医療センター²¹等への緊急連絡用の専用携帯電話の配備及びくまとメディカルネットワーク²²の活用等により、周産期母子医療センター、地域周産期中核病院²³と地域の産科医療施設等との更なる連携強化を推進します。

また、低出生体重児や極低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び行政が連携して行う「熊本型早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中の健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の啓発を行います。

²⁰ 周産期医療体制の課題や必要な取組みを検討するために実施している協議会です。

²¹ リスクの高い妊娠等に対する高度な医療を提供する医療機関です。母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センターと、周産期に係る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターに分かれます。

²² ICTを活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設、事業所など関係機関をネットワークでつなぐシステムです。このシステムを活用することにより、関係機関間で患者情報等の共有が可能になり、より質の高い医療・介護サービスの提供につながります。

²³ 周産期医療圏域毎に状態が安定している「母体」又は「新生児」の管理を担う中核的な医療機関です。

加えて、新生児集中治療室（N I C U）退院児等の在宅移行支援や産後ケア事業の利用促進等においては、周産期医療の関係者と小児医療、保健、福祉等に携わる市町村や関係機関等との連携体制の構築を図ります。

併せて、里帰り出産を行う妊産婦への支援を行うほか、医療と母子保健との連携や周産期医療を行う病院の横の連携を推進します。

なお、血液製剤の安定供給等を図ることで、安心安全な出産に備えます。

(産後等の支援)

産後ケアについては、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。

市町村と連携して、産後ケア等で流産・死産の際のグリーフケア²⁴も含めた支援体制を確保し、養育者や流産・死産を経験した女性等のメンタルヘルスに係る取組みを進めるなど、安心して出産ができる環境を整えます。

(産前から産後までの切れ目ない支援)

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、市町村の児童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を充実させるとともに、市町村が給付金を現金以外で給付する場合に使用可能なシステムの活用について推進します。

(妊娠・出産に関する相談・健診等の支援)

こどもの健康を守るための様々な検査・健診を、全てのこどもがどの居住先でも等しく受診できるよう、必要な制度設計を国に求めます。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院、母子生活支援施設、N P Oなどの民間団体とも連携しながら、取組みを進めます。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスククリーニング検査等を推進するほか、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきます。

新生児聴覚検査など聴覚障がいの早期発見・早期療育に資する取組みを進めます。

(個々の育児の状況に応じた保護者への支援の強化)

悩みを抱える保護者等を早期に発見し、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、切れ目ない乳幼児健診・相談支援等を推進します。

こどもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を

²⁴ 悲しみを抱える遺族に寄り添いサポートすることをいいます。

支援するため、医療機関や市町村、県庁内各課等の関係者による連携した支援や専門的相談などを行います。

小児慢性特定疾病を持つこどもに対しては、地域の支援体制を確立するための協議会により、引き続き支援を行います。

4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

(子育て当事者を地域で支える取組み)

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

子育て当事者が、不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

(共働き、共育て世帯への支援)

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働きの意思のある家庭向けに共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。

固定的性別役割分担意識や長時間労働等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性が共に、こどもと過ごす時間につくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図ることができるよう、職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む必要があります。

また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようになります。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応

子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援について、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

また、高等学校等の奨学給付金や育英資金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化に対応して必要な措置を検討します。

(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

(地域で子育てする環境の構築)

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援など、子育て世帯を支援する取組みを進めます。

(安心して子育てできる環境の構築)

子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

子育て世代同士の交流の場の創出を推進します。

(親の学びと家庭教育支援)

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るほか、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、親としての学び²⁵を支援する講座の充実その他の保護者の学習の機会の提供、市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

また、同条例を踏まえて、県は、学校等がこどもの発達段階に応じた親（おとな）になるための学び²⁶の機会を提供するなど、家庭教育を総合的に支援します。

(3) 安心して働く職場環境づくり等

(共働き、共育て世帯への支援)

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働きの意思を持つ家庭向けに共働き・共育てを推進します。

結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくりを県民運動として推進します。

熊本市で実証されたこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA I デマンドタクシーの実証実験結果を参考にしつつ、放課後のこどもの交通手段の確保など、子育て世代にお

²⁵ 保護者が、こどもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいいます。

²⁶ こどもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親（おとな）になることについて学ぶことをいいます。

ける育児と仕事の両立支援を図り、働く保護者のキャリア進展、世帯所得の向上、さらには、もう一人こどもが欲しいと思える熊本を構築します。

(職場風土や意識の改革)

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ねなく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

国と連携したワークルールの周知等により、長時間労働の是正や働き方改革を推進するとともに、子どもの行事や発病時の男性の休暇勧奨をはじめとする男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を働きかけること等により、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性が共にキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

子育てのために休暇をとる方と子どものいない方との間で社会的な分断が生じないよう啓発に努めます。

(県庁での率先的な取組み)

県庁全体が率先垂範の意識を持ち、職員の育児等のライフイベントの都合に合わせた時間と場所にとらわれない働き方（テレワーク等）の推進や福利厚生の充実など働きやすい職場環境づくりを行うことで育児とキャリアアップの両立を支援するとともに、男性職員の育児参画を促すほか、無理のない女性の管理職への登用拡大を含め、職員が活躍できる職場環境づくりに率先して取り組みます。

こうした働き方改革やICTツールの導入など、県民や企業に取組みを求める前に、県庁が先ず実行します。

(取組みの県内への波及)

県庁での率先的な取組みの上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を推進します。併せて、その実現を下支えするためにも、中小企業・小規模事業者の支援を行っていきます。

また、結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全庁挙げて充実させ、登録企業を更に増やすとともに、産休・育休が昇任に与える悪影響を排するなど、登録企業に取組みの深化を求めて、従業員の労働環境や待遇の向上、職場風土・意識の改革を進めます。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより実効性の高い取組みの横展開を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、共家事・共育てを推進していきます。

(4) ひとり親家庭への支援

本県においても全国同様、ひとり親家庭の相対的貧困率²⁷が40.9%と非常に高い水準にあることを直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現につなげます。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことに留意します。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による情報提供を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

5 特に支援が必要なこどもへの支援

(1) 子どもの貧困対策

子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような熊本をつくります。

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを県民全体で広く共有し、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に全力をあげて取り組みます。

(それぞれの夢に挑戦できる環境の整備)

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい

²⁷ 貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りします。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

(保護者の就労支援)

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

(社会の理解促進)

子どもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、子どもの貧困に対する社会の理解を促進します。

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

(障がい児支援・医療的ケア児への支援)

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、必要な啓発活動を推進します。それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

県内3か所の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児のライフステージに応じた切れ目ない総合的な支援の充実を進めます。

熊本大学病院を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、医療的ケア児や重症心身障がい児に対する相談支援や情報提供、支援者養成等を行うほか、聴覚障がい児が適切な支援を

円滑に受けられるよう、関係機関の連携体制の充実を図るなど、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めます。障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行なっていきます。

福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組みを一層進めます。

障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

(慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。

こどもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

(児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化)

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

(児童虐待の早期把握のための取組み)

虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会な

どの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

(予期せぬ妊娠への対応)

虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0か月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組みます。

(一時保護等)

こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、子どもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めて子どもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、子どもの最善の利益を保障しつつ子どもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による子どもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、子どもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な実施を図ります。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進します。

(性被害への対応)

性被害の被害者等となった子どもの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、子どもの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

(体制の整備)

子ども家庭福祉分野は、虐待を受けた子どものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者には子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、子どもの安全・安心の確保を図るため、新たな認定資格である「子ども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るために人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進します。

イ 社会的養護を必要とすることも・若者に対する支援

(家庭での養育が困難又は適当でない場合)

社会的養護を必要とする全てのことどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身共に健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

(家庭や里親等での養育が適当でない場合)

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散化、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境改善や、その人材確保に努めます。

(社会的養護の支援の質の向上、こどもの意見尊重等)

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにあることとの権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなどにより、社会的養護を必要とすることの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネージメントを推進します。

(自立支援)

施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

ウ ヤングケアラーへの支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報

共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組み

(子ども・若者の自殺対策)

本県の自殺死亡率（令和5年（2023年））は、全国で少ない方から13番目に位置しているものの、20歳代以下の子ども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20歳代以下の死因の第1位は自殺であり、子ども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を強力に推進します。

子ども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される自殺危機対応チームの設置による市町村等の地域の支援者への的確な対応、遺された子どもへの支援、子ども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱²⁸、子どもの自殺対策緊急強化プラン²⁹及び第3期熊本県自殺対策推進計画に基づく総合的な取組みを進めていきます。

(子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリング³⁰の利用促進、ペアレンタルコントロール³¹による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(子ども・若者の性犯罪・性暴力対策)

子ども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた

²⁸ 令和4年（2022年）10月14日閣議決定。

²⁹ 令和5年（2023年）6月2日子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

³⁰ 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

³¹ 保護者が子どものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理することをいいます。子どもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれます。

こども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育を実施します。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の活用に向けた周知に取り組みます。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組みを推進します。

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置、交通安全アドバイザーや各種シミュレータによる交通安全教育を推進するほか、「県警こども見守り・訪問隊」の活動を推進するとともに、防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討します。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村に直接出向き、地域で一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等によりこどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物乱用のない環境づくりの推進に取り組みます。

チャイルド・デス・レビュー（CDR Child Death Review）³²の体制整備に必要な検討を進めます。

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

³² こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

(1) こども・若者の意見の政策への反映

(県における取組みの推進)

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討に当たっては、こども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

平成23年（2011年）から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施するとともに、その周知広報を行います。

(市町村における取組み促進)

こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聞く取組みが着実に行われるよう、国が作成したガイドラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直し、校舎等の改修の過程にこども自身が関与する先導的な取組事例について周知します。

(社会参画や意見表明の機会の充実)

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなの方々、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知します。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

(多様な声を施策に反映させる工夫)

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこ

ども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、SNSの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

(地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化)

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

(2) 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映

こども未来創造会議を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策に反映します。

(3) 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換

令和6年度（2024年度）から、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意見交換を行います。

2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

(1) こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

(2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めま

す。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応等が可能となる体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育の現場で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望していきます。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、こどもたちと向き合う時間の充実にもつながる働き方改革を推進します。

3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

（1）社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこども・若者や子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組みます。

特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

（2）こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり

こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊

産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます。

その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

(2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図ります。

こども基本法第14条第2項を踏まえ、医療、保健、福祉、教育、養育等に関する支援を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組みを推進します。

(3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

(子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続き等の簡素化、データ連携、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続き・事務負担の軽減を図ります。

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、子育てに関する体験会の実施、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとて事業を組み合わせるコーディネートなど、情報発信や広報を改善・強化します。

5 施策の推進体制等

(1) 本県における推進体制

こども・子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援等に取り組んでいくことが大切であるため、県、市町村、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者の責務や役割を、「熊本県子ども輝き条例」等を踏まえて次のとおり明確にし、互いに連携して推進します。

また、推進の方向性を熊本県子ども・子育て会議及び「こどもまんなか熊本」推進本部で審議します。なお、こども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に掲げる事項のほか、「熊本県教育大綱」及び「熊本県教育振興基本計画」に沿った取組みを推進します。

(県の取組み)

県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していきます。

具体的には、

- ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、県庁一
体となって、こどもまんなか熊本・実現計画を総合的に推進します。その際、「くまもと新
時代共創基本方針」をはじめとした他の計画等と整合的に進めることに留意します。
- ・ こども施策の実施の推進及び関係部局相互の調整等のため、関係部局の課長級からなる
幹事会を活用します。幹事会構成員は、所属部局におけるこども施策の推進の中核として
部局内関係施策の取りまとめと推進を担います。
- ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部において、基本方針編に基づき具体的に取り組む施策
を具体施策編として取りまとめます。熊本県子ども・子育て会議において、施策の実施状
況や本計画に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、「こどもまんな
か熊本」推進本部において、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関
係部局の予算要求等に反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表します。これらによ
り、継続的に施策の点検と見直しを図ります。
- ・ 具体施策編の実施状況とその効果、基本方針編に掲げた数値目標と指標の状況、社会情
勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、基本方針編を見直します。
- ・ 熊本県子ども・子育て会議は、本県におけるこども・子育て支援に関する施策の総合的
かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。
- ・ 県は、こども・子育て政策を担当する健康福祉部長を中心に関係部局が連携し、こど
も・子育て関連施策についての企画及び立案並びに施策の実施を担います。
- ・ 県は、市町村、子育て当事者、教育、保育等を行う者、県民及び事業者がそれぞれの役
割を果たし、それが連携協力して子育て支援等を行うことができるよう、必要な助言
及び適切な援助に努めます。

また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞ
れの立場で取組みを進めていくよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていきます。

(市町村の役割)

市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要
な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な
子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待されます。

また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て
支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待されます。

(子育て当事者の役割)

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、
大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待されます。

(教育・保育等を行う者の役割)

子どもの教育・保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めることが期待されます。

(県民および事業者の役割)

県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、子どもの育ちを支えていくよう努めることが期待されます。

県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとします。

- ① 全ての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- ② 全ての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- ③ 全ての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- ④ 全ての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、全ての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待されます。

- ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(2) 数値目標と指標の設定

基本方針編が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定します。

併せて、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定します。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については具体施策編において設定します。

おおむね5年後の基本方針編の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、熊本県子ども・子育て会議において検討します。

(3) 市町村こども計画の策定促進、市町村との連携 (市町村こども計画の策定促進)

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一緒にものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されています。

こども施策に関する計画を市町村こども計画として一体的に策定する市町村を積極的に支援します。

(市町村との連携)

県と市町村が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、県と市町村の視点を共有しながら、こども施策を推進していきます。市町村の取組状況を把握し、その取組みが促進されるよう、また、地域間格差ができる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた市町村の先進的な取組みを横展開し、必要に応じて施策に落とし込んでいきます。

(4) 財政上の措置等

こども基本法第5条、子ども・若者育成支援推進法第4条、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第15条第1項、子ども・子育て支援法第3条第2項及び次世代育成支援対策推進法第10条第1項を踏まえ、事業の選択と集中を図りながら、財政上の措置その他の必要な施策を講じます。

令和6年（2024年）3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、こどもまんなか熊本・実現計画を推進するために必要な安定的な国の財源の確保について、国への要望を引き続き実施していきます。

1 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標

本文第1の「4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、以下を設定する。

項目	現状	目標	出典等
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒・若者の割合（※2）	小学校(公立) 47.2% 中学校(公立) 38.8% 若者 29.2%	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0% 若者 55.0%	小中学校：全国学力・学習状況調査(文部科学省) 若者（29歳以下）：県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 38.8% 中学校(公立) 32.4%	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 60.3% 中学校(公立) 38.5%	小学校(公立) 70.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 89.8% 中学校(公立) 85.7%	小学校(公立) 90.0% 中学校(公立) 90.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 73.1% 中学校(公立) 71.3%	小学校(公立) 80.0% 中学校(公立) 80.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
悩みなど（※3）を相談できる人がいると答えたこども、保護者の割合	こども 72.6% 保護者 85.0%	こども 80.0% 保護者 90.0%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合（※4）	24.5%	55.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合	34.8%	70.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～

※1 現状欄の数値は令和5年度（2023年度）時点、目標欄の数値は令和11年度（2029年度）時点のもの。いずれも熊本県内の数値。

※2 若者については「現在、あなたは幸せだと感じていますか」の問い合わせに「感じている」と回答した割合。

※3 保護者については「悩みなど」に代えて「悩みや子育ての相談など」で聞いている。

※4 県民アンケートの設問では、「こどもまんなか熊本」について「あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者・子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本のことです。」と注釈を記載。

2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
第3「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項 1 こどものライフステージに応じた支援 (1)ライフステージを通した支援 ア こども・若者の権利の擁護	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	-	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート
イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進)	食育の考え方や内容を理解し、日常生活の中に生かしている人の割合	41.80%	第4次熊本県健康食生活・食育推進計画
(生活習慣の形成・定着)	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	85.2% (R4年度)	第8次熊本県保健医療計画
	肥満傾向児の割合	小学5年生 12.0% 中学2年生 10.0% (R4年度)	第5次くまもと21ヘルスプラン
(こども・若者が活躍できる機会づくり)	日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合	89.60%	第4期熊本県教育振興基本計画
(こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消)	固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	82.90%	くまもと新時代共創総合戦略
ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり	渋滞時における自動車の平均旅行速度	18.6 km/h	くまもと新時代共創総合戦略
エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	10歳代の人工妊娠中絶率	4.0% (R4年度)	第8次熊本県保健医療計画
(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援	児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合(個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	97.70%	第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(3) 学童期・思春期の支援 ア 質の高い教育の推進 (安全・安心に過ごせる学校づくり)	「いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	-	第4期熊本県教育振興基本計画
	不登校の児童生徒が、教職員だけでなく学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合(公立小中学校)	93.6% (R6.7月)	第4期熊本県教育振興基本計画
(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)	「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学校)	小学校 74.8% 中学校 73.3%	第4期熊本県教育振興基本計画
	探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合(高等学校)	86.50%	第4期熊本県教育振興基本計画
ウ 居場所づくり	放課後児童クラブの待機児童数	156人 (R6.5月)	事業実績報告
エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等	乳児死亡率	2.6‰	人口動態統計(厚生労働省)
	幼児死亡率	0.1‰	人口動態統計(厚生労働省)
	小児(15歳未満)の死亡率	0.3‰	人口動態統計(厚生労働省)
2 若者の夢が実現できる環境整備 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	大学等への進学率(私立高校)	53.4% (R5.3月卒業生)	学校基本調査
	大学等への進学率(公立高校)	46.5% (R5.3月卒業生)	学校基本調査

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	プライト企業に就職した新卒学生数	6,991人 (R2～R5年度計)	くまもと新時代共創総合戦略
	新規学卒就職者(県内高校)の県内就職率	66.10%	くまもと新時代共創総合戦略
	正社員・正職員の賃上げ実施状況	85.00%	熊本県労働条件等実態調査報告書
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 (1) 結婚支援	50歳時未婚率	男性 25.08% 女性 17.63% (R2年)	人口統計資料集(国立社会保障・人口問題研究所)
	平均初婚年齢	男性 30.4歳 女性 29.2歳 (R4年)	人口動態統計(厚生労働省)
	未婚者(25～34歳)のうち、独身でいる理由として「適当な相手にめぐり会わない」と答えた人の割合	-	熊本県子ども未来課調べ
(2) 不妊治療等の支援	不妊治療をする際に、本人や配偶者、パートナーが不妊治療と仕事の両立について不安を感じた人の割合	62.70%	「ことどもまんなか熊本」の実現に向けたことども・子育てに関する県民アンケート
(3) 出産支援と産後等の支援	出生数	11,189人	人口動態統計(厚生労働省)
	合計特殊出生率	1.47	人口動態統計(厚生労働省)
	年少人口割合	13.0% (R4年)	人口動態統計(厚生労働省)

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(周産期医療体制の充実)	低出生体重児出生率	8.80%	第8次熊本県保健医療計画
	極低出生体重児出生率	0.80%	第8次熊本県保健医療計画
	妊娠中の喫煙率	2.30%	医療費の見通しに関する計画
(産前から産後までの切れ目ない支援)	妊娠満11週以内の妊娠届出率	94.4% (R4年度)	地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応	現実的に産み育てる予定の子どもの数が理想の数よりも少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた人の割合	学生・生徒 66.3% 社会人 55.3%	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート
(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	保護者がこどもと一緒に遊びや料理、会話等をする時間が「30分未満」の割合(平日1日当たり、休日1日当たり)	平日 6.7% 休日 2.7%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
	週に4日以上保護者と夕食を食べることの子どもの割合	小学生 91.4% 中学生 86.9%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
	ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	55.30%	熊本県労働条件等実態調査報告書
(職場風土や意識の改革)	民間企業における管理職(係長以上)に占める女性の割合	28.90%	熊本県労働条件等実態調査報告書
(県庁での率先的な取組み)	県庁内の育児休業取得率(男性)	58.70%	地方公共団体の勤務条件等調査
	県庁は子育てしやすい環境を感じている職員の割合	-	職員向けアンケート

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(取組みの県内への波及)	育児休業の取得率(男性)	37.20%	熊本県労働条件等実態調査報告書
	県内のテレワーク実施率	24.40%	熊本県労働条件等実態調査報告書
	乳幼児健診において、「お子さんのお父さんは、育児をしていますか。」の設問に対し、「よくやっている」と答えた母親の割合	3・4か月児 70.2% 1歳6か月児 69.9% 3歳児 64.8% (R4年度)	熊本県乳幼児健康診査(熊本市除き)
(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の相対的貧困率	40.90%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
5 特に支援が必要なこどもへの支援 (1) こどもの貧困対策	こどもの相対的貧困率	13.30%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
	こどもの進学が希望どおりにならないと思う理由(経済的な余裕がない)	22.10%	熊本県子どもの生活に関する実態調査
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	医療的ケア児数	286人 (R3年度)	第6期熊本県障がい者計画
	重症心身障がい児数	359人 (R2.8月)	第6期熊本県障がい者計画
(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ア 児童虐待防止対策等の更なる強化	死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0件	児童相談所における対応件数
イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	里親委託率	20.20%	社会的養育推進会議
ウ ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに該当すると考えられるこどもの割合	-	熊本県子どもの生活に関する実態調査
(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	こども・若者の自殺者数(20代以下)	36人 (R5年)	地域における自殺の基礎資料
	インターネット利用に起因する福祉犯の被害少年数	25人	各警察署からの報告数

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
第4 こども施策を推進するために必要な事項 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	こども施策に自分の意見が反映されていると思う学生・生徒の割合	-	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート
2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	保育所等保育士数	14,059人 (R6.4月)	熊本県子ども未来課調べ
	幼稚園教諭数	884人 (R6.4月)	熊本県子ども未来課調べ
	教員数（公立）	小学校 6,966人 中学校 3,984人 高等学校 2,583人 特別支援学校 1,244人	学校基本調査（文部科学省）
	教員数（私立）	中学校 102人 高等学校 1,077人	学校基本調査（文部科学省）
	保育士の新規登録者数	663人 (R5年)	熊本県子ども未来課調べ
	幼稚園教諭の新規登録者数	I種免許状 137人 II種免許状 170人	熊本県教育庁調べ
	新規免許状授与件数	小学校教諭 免許：298件 中学校教諭 免許：426件 高等学校教諭 免許：562件 特別支援学校教諭 免許：169件	熊本県教育庁学校人事課調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	保育士の平均的な賃金	3,798 千円	賃金構造基本統計調査
	幼稚園教諭の平均的な賃金	3,885 千円	賃金構造基本統計調査
	教員の平均的な賃金	小・中学校教員 5,466 千円 高等学校教員 6,372 千円	賃金構造基本統計調査
	時間外在校等時間が月 45 時間以内の公立学校の教職員の割合(県立・市町村立)	県立 76.7% 市町村立 70.0%	第4期熊本県教育振興基本計画

※現状欄の数値は、特段の説明書きが無い場合は令和5年度（2023年度）時点のもの。いずれも熊本県内の数値。

参考資料1 第2期「くまもと子ども・子育てプラン」における進捗状況

(1) 第2期「くまもと子ども・子育てプラン」の構成

第2期「くまもと子ども・子育てプラン」は、以下の「めざす姿」を達成するため5つの基本的視点を設定し、3つの章立てで具体的な施策を推進しました。

計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

※第1期計画（計画期間：平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度））

めざす姿

- 1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会
- 2 安心して安全に子どもを生み育てることができる地域社会

基本的視点

- 視点1 子どもの幸せを支援する
- 視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援する
- 視点3 親育ちの過程を支援する
- 視点4 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する
- 視点5 社会全体で子育ち・子育てを応援する

(2) 計画の実施状況

第1章 教育・保育等の推進

第1節 区域の設定と量の見通し

第2節 県の支援等の取組み

- 1 教育・保育施設の役割と連携の推進
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上
- 4 教育・保育サービスの充実

【主な取組み】

- 保育の待機児童対策として受け皿の拡大支援に取り組みました。
- 幼保等・小中の円滑な接続の推進を図るため、「幼保等、小、中連携セミナー（令和5年度10か所、695人参加）」等を実施し、連携・接続の重要性を啓発しました。
- 地域子ども・子育て支援事業の実施主体である市町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に従って、ニーズに応じた事業を円滑に実施できるよう、助言や情報提供を行い市町村を支援しました。
- 保育士修学貸付（令和5年度112人に貸付）や保育士養成施設等就職説明会（令和5年度10回開催、計269人参加）等による新規人材の確保、処遇改善等による離職防止、潜在保育士の再就職支援（保育士再就職支援コーディネーターのあっせんにより、令和5年度に求職者77人のうち13人が保育所等に就職）に取り組みました。
- 幼稚園教員・保育士等の資質向上及び保育現場におけるリーダー的職員育成の研修を実施しました（令和5年度5,689人受講完了）。
- 保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園を利用する第3子以降の未就学児の保育料を無料とする支援を継続しました。

【成果と課題】

- 保育の待機児童は平成30年4月時点で182人だったのが令和6年4月時点で4人に減少しましたが、近年、企業進出等により人口が増加している地域があることから、引き続き受け皿の拡大を支援する必要のある地域があります。
- 病児保育等について、実施主体である市町村や現場の声を聴きながら、県として有効な支援実施につなげることが必要です。
- 令和5年に行った保育所アンケートによれば、保育現場の業務負担の大きさを理由に保育士再就職を躊躇する人がいること等を背景に、県内で約500人の保育士が不足しており、保育士人材の確保が課題です。同アンケートによれば、保育現場の業務負担の大きさを理由に再就職を躊躇する層が少なからず存在します。
- 熊本市と連携して、「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た知見等を他の市町村に共有する等により本格実施への対応を万全にする必要があります。

- 不適切な保育の未然防止や、特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応等、保育の質を向上させる体制や研修の充実が必要です。
- 子育てに必要な支援の上位に「こどもを産み育てていくために必要な資金」が挙がつており、子育てや教育に関する経済的負担への対応が引き続き必要です。

【関連数値の動向】

No.	関連数値等	H30年度実績値	R1年度実績値	R2年度実績値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度実績値
教育・保育関係							
1	特定教育・保育施設利用定員 (次年度4月1日時点)	69,730人 (H31.4.1)	70,647人 (R2.4.1)	69,632人 (R3.4.1)	69,123人 (R4.4.1)	68,155人 (R5.4.1)	66,665人 (R6.4.1)
2	特定教育・保育施設利用児童数 (次年度4月1日時点)	64,750人 (H31.4.1)	63,134人 (R2.4.1)	62,192人 (R3.4.1)	61,248人 (R4.4.1)	59,480人 (R5.4.1)	57,628人 (R6.4.1)
3 保育所等利用待機児童数 (10月1日時点) ※R2年度で国調査終了のため、以降の数値なし。							
3	保育所等利用待機児童数 (次年度4月1日時点)	519人 (H30.10.1)	511人 (R1.10.1)	193人 (R2.10.1)	-	-	-
4	待機児童発生市町村数 (10月1日時点) ※R2年度で国調査終了のため、以降の数値なし。	10市町村 (H30.10.1)	13市町村 (R1.10.1)	12市町村 (R2.10.1)	-	-	-
	待機児童発生市町村数 (次年度4月1日時点)	10市町村 (H31.4.1)	9市町村 (R2.4.1)	3市町村 (R3.4.1)	3市町村 (R4.4.1)	3市町村 (R5.4.1)	1町 (R6.4.1)
5	保育所数 (次年度4月1日時点)	508か所 (H31.4.1)	500か所 (R2.4.1)	491か所 (R3.4.1)	482か所 (R4.4.1)	475か所 (R5.4.1)	468か所 (R6.4.1)
6	幼稚園数 (次年度4月1日時点)	66か所 (H31.4.1)	60か所 (R2.4.1)	59か所 (R3.4.1)	57か所 (R4.4.1)	54か所 (R5.4.1)	53か所 (R6.4.1)
7	認定こども園数 (次年度4月1日時点)	148か所 (H31.4.1)	162か所 (R2.4.1)	170か所 (R3.4.1)	179か所 (R4.4.1)	186か所 (R5.4.1)	194か所 (R6.4.1)
8	地域型保育事業所数 (次年度4月1日時点)	108か所 (H31.4.1)	110か所 (R2.4.1)	109か所 (R3.4.1)	109か所 (R4.4.1)	108か所 (R5.4.1)	105か所 (R6.4.1)
教育・保育者等の確保及び資質向上の取組み関係							
1	保育所等保育士数(県内) (次年度4月1日時点)子ども未来課調べ	-	-	-	13,766人 (R4.4.1)	14,146人 (R5.4.1)	14,261人 (R6.4.1)
2	保育士の新規登録者数(県内)	872人	865人	743人	733人	739人	663人
3	保育士の平均的な賃金(県内) 賃金構造基本統計調査	3,480千円	3,671千円	3,405千円	3,465千円	3,673千円	3,798千円
4	子育て支援員研修受講者数 (家庭的保育者等研修を含む。)	93人	94人	75人	75人	150人	150人
5	放課後児童支援員の認定資格取得者数	331人	238人	141人	196人	192人	201人

		地域子ども・子育て支援事業の実施状況					
	各事業の実施市町村数	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	実績	実績	実績	実績
		(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)
1	利用者支援事業	16	19	23	27	27	27
		(16)	(16)	(28)	(29)	(29)	(29)
2	地域子育て支援拠点事業	39	39	39	39	40	39
		(42)	(42)	(42)	(42)	(43)	(43)
3	乳児家庭全戸訪問事業	45	45	45	45	45	45
		(45)	(45)	(43)	(43)	(43)	(43)
4	養育支援訪問事業	33	34	34	34	34	34
		(30)	(30)	(33)	(34)	(34)	(34)
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	25	25	27	27	28	26
		(25)	(25)	(27)	(27)	(28)	(28)
6	子育て短期支援事業 (トライアルステイ)	21	23	26	26	24	21
		(17)	(17)	(27)	(27)	(27)	(27)
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	29	29	29	29	29	26
		(31)	(31)	(28)	(29)	(29)	(29)
8	一時預かり事業	41	32	31	31	30	31
		(42)	(30)	(40)	(41)	(41)	(41)
9	延長保育事業	41	41	41	39	38	38
		(42)	(42)	(43)	(43)	(43)	(43)
10	病児保育事業	34	35	35	35	35	35
		(42)	(42)	(34)	(34)	(35)	(35)
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	41	41	41	40	41	41
		(42)	(42)	(41)	(41)	(41)	(42)

※ H30年度～R1年度欄の下段(予定)は第1期プランを策定した時点(H27年3月)における各市町村の事業実施予定数(市町村数)を示している。

※ R2年度欄以降の下段(予定)は第2期プランを策定した時点(R2年3月)における各市町村の事業実施予定数(市町村数)を示している。

第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4 障がい児施策の充実等
- 5 子どもの貧困対策の推進

【主な取組み】

- 児童虐待防止体制の充実のため、市町村・児童家庭支援センター・児童相談所による三層構造の児童相談体制の確立・強化を行い、児童虐待の未然防止・早期対応を図りました。
- 里親制度の広報や啓発活動を実施するとともに、ひとり親家庭のこども達に地域で学びの場を提供する「地域の学習教室」などにより、こども達の学習を支援しました。
(地域の学習教室 199 か所、こども数 1,202 人)
- 発達障がい者支援センター（北部・南部）で相談支援や普及啓発事業を実施（R5 支援件数：3,649 件）し、発達障がいのあるこども等のライフステージに沿った総合的な支援を実施しました。
- 生活保護世帯、生活困窮世帯のこどもに対して、塾形式による学習支援や家庭訪問による生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、こども及び世帯の自立を支援しました。

【成果と課題】

- 悩みなどを相談できる人がいると回答した児童生徒は 72.6%、悩みや子育ての相談などをできる人がいると回答した保護者は 85.0% となっており、悩みを相談できる体制や支援を強化することが重要となっています。
- 児童相談所への相談・通報件数が高止まりの状態となっている中、こどもの安全・安心の確保を図るため、児童相談所など支援機関における人材確保と資質の向上を図るとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の対応力向上に向けた取組みが必要です。
- 児童養護施設等において、地域小規模児童養護施設の設置が増加するなど、家庭的養育環境の整備が進みましたが、里親登録数・里親委託率向上のため、ターゲットを絞った広報活動や、里親登録後の支援の実施により、里親登録数・里親委託率増加につなげていく必要があります。
- 「地域の学習教室」について、こどもたちのより身近な場所で、できるだけ多くのこどもたちが支援を受けられるよう、教室数の拡充等を図る必要があります。
- 身近な地域において発達障がいを診療する医療機関が少なく、地域医療機関への発達障がい医療の専門支援や発達障がいを診療できる医師の養成等の体制整備や、発見から適切に医療に繋ぐための見極めを支援し、発達障がい児者の早期発見・療育等へつなげていく必要があります。

なげる必要があります。

- 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は 13.3%であり、特にひとり親家庭は 40.9%と高いことを踏まえ、就労に関する支援を強化する必要があります。

【数値目標の状況】

No.	指標	計画策定期 (H30年度)	R1年度 実績値	R2年度 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値	目標値 (R6年度)
1	死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
2	里親委託率	12.6%	12.4%	13.5%	15.6%	17.5%	20.2%	23.9%
3	就業相談・情報提供事業による就業者数	-	10人	37人	49人	73人	100人	250人
4	給付金・講習会事業による就業者数	-	97人	190人	270人	345人	431人	500人
5	児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合(個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	-	-	64.7%	83.4%	96.0%	97.7%	100%
6	地域の学習教室の開催か所数・生徒数・市町村数	139か所 759人 30市町村	165か所 903人 32市町村	176か所 961人 32市町村	188か所 1,028人 34市町村	193か所 1,117人 34市町村	199か所 1,202人 34市町村	200か所 1,500人 45市町村

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

- 1 次世代育成に向けた意識づくり
- 2 地域における子育ての支援
- 3 家庭の教育力の向上
- 4 母子保健の充実
- 5 仕事と生活の調和の推進
- 6 総合的な放課後児童対策の推進

【主な取組み】

- 「聞きなっせAI くまもと」を多言語対応ができるよう機能を拡充しました。
- 相談窓口設置（令和5年相談件数 64件）や情報交換会（令和5年 111人参加）により「地域の縁がわ」の普及・推進を図りました。
- 県内全域で「親の学び」講座を実施（令和5年 3,524 講座、102,907人参加）し、家庭教育の重要性の啓発機会の提供を行いました。
- 不妊に悩む方への支援として、人工授精等の一般不妊治療の医療費助成を行う市町村への補助を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図りました。また、熊本県女性相談センターで不妊専門相談を実施し、保健師等の相談員による不妊に関する電話相談や情報提供等を行いました（令和5年 115件）。高等学校を中心に思春期保健教育講演会を開催しました。
- 働きやすい職場づくりに取り組もうとする、県内の中小企業・事業所で実施される職場内研修等に対し、社会保険労務士等の専門家を講師として派遣しました（令和5年 13事業者へ延べ 20回派遣）。
- 令和5年は7市町村（11施設）に対して放課後児童クラブの施設整備費を助成し、受け皿増加につなげました。

【成果と課題】

- 未婚化・晩婚化・少子化が進んでいます。県民アンケートからは、家庭や子育てに夢を持てない層が見て取れるほか、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を持っているものの希望を叶えられていない層が見て取れます。まずはこれまでの施策を再点検し、県として有効な結婚支援事業実施につなげることが重要です。
- こどもをもたないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多であったことや、こどもの健やかな成長につながることも踏まえ、こどもの頃から自分より小さなこどもと触れ合う経験の提供が重要です。
- 在留外国人の人口増加率が全国でも高い水準にあり、それに伴い外国人住民のこどもへの対応が重要性を増しています。
- 不妊治療の費用面や仕事の両立など、不妊治療に関する不安を抱える層が少なからずあり、その不安の解消が課題となっています。
- 加齢による不妊リスクを認識していない若年層が少なからずおり、ライフデザイン支

援の充実が課題となっています。

- 分娩取扱医療機関が減少する等、熊本市以外での周産期医療体制が厳しい状況にあることを踏まえ、県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進する必要があります。
- 本県における男性の育児休業取得状況は37.2%で、上昇傾向にありますが、更なる男性の育児休業取得促進が課題となっています。
- 放課後児童クラブの待機児童は平成30年5月時点では225人だったのが令和6年5月時点で156人と推移しており、依然として待機児童対策が課題であり、各市町村の教育委員会等の関係者も含めて議論を行うことが重要です。

【数値目標の状況】

No.	指標	計画策定期(H30年度)	R1年度実績値	R2年度実績値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度実績値	目標値(R6年度)
1	くまもと子育て応援の店・企業登録件数	3,235件	3,288件	3,403件	3,477件	3,507件	3,530件	3,700件
2	固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	76.4%	79.1%	81.2%	78.3%	81.7%	82.9%	82%
3	結婚支援に取り組む市町村数	36市町村	34市町村	35市町村	35市町村	35市町村	40市町村	45市町村
4	地域学校協働活動推進員によるカバー率 ※1 学校と地域をつなぐ推進員によりコーディネートされている学校の割合	-	-	93.6%	98.6%	100%	100%	90%
5	各発達段階における「親の学び」講座の実施率	就学前22.2% 小学校89.4% 中学校77.9%	就学前27.0% 小学校94.7% 中学校86.6%	就学前 8.0% 小学校64.9% 中学校51.3%	就学前29.5% 小学校87.8% 中学校64.7%	就学前35.4% 小学校99.6% 中学校98.3%	就学前55.1% 小学校100% 中学校100%	就学前30% 小学校90% 中学校80%
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	9市町村	-	27市町村	33市町村	45市町村	45市町村	45市町村
7	極低出生体重児出生率	8.6%(H29)	7.6%(H30)	8.3%(R1)	9.7%(R2)	10.3%(R3)	8.3%(R4)	7.5%以下
8	育てにくさを感じたときに、相談先等の解決方法を知っている割合(3歳児健康診査時)	87.5%	-	84.8%	86.8%	86.0%(R3)	85.2%(R4)	90%
9	10代の人工妊娠中絶率	5.1%(H29)	5.1%(H30)	5.2%(R1)	4.5%(R2)	3.9%(R3)	4.0%(R4)	減少(5.0%以下)
10	育児休業の取得率(男性)	5.7%	4.9%	7.0%	14.2%	22.4%	37.2%	13.0%
11	「女性の社会参画加速化宣言」を行った事業所・団体等の数	117事業所・団体	138事業所・団体	150事業所・団体	139事業所・団体	141事業所・団体	147事業所・団体	240事業所・団体等

参考資料2 相談窓口

(令和7年2月28日時点)

こども・若者に関する主な相談機関（全国統一共通ダイヤル、SNS 相談等）

No.	名称	電話番号/受付	内容	URL等
1	「聞きなっせAIくまもと」	24時間365日 QRコードを読み取るか、下記IDで検索し、 友だち登録してください。 @kikinasse_kumamoto		LINEの友だち登録をするだけで、就学未満の 子育てのお尋ねに、24時間365日AIが回答し ます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/91369.html
2	こころの健康相談電話	0570-030-556 平日：18時00分～翌9時00分 土日祝：24時間（年中無休）	熊本県等が実施している「こころの健康電話 相談」等の相談機関に接続します。 ※熊本市民のかたは、「熊本市こころの健康 センター」へご相談ください。相談電話： 096-362-8100	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/1692.html
3	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310(なやみいおう) / 24時間365日	いじめ等の悩みを相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/167959.html
4	子どもの人権110番	0120-007-110 平日：8時30分～17時15分	いじめ・体罰等の人権問題について相談でき ます。	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
5	児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)/24時間365日	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通 告・相談できます。	https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial
6	地域の警察署	熊本県警察の警察署一覧	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもや家族が 相談できる窓口です。	https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/88797.html
7	チャイルドライン	0120-99-7777 16時00分～21時00分 (12月29日～1月3日除く)	電話・チャットで悩みを相談できる窓口です 。	https://childline.or.jp/
8	いのちの電話	0120-783-556 毎日：16時00分～21時00分 毎月10日：8時00分～翌日8時00分 0570-783-556 毎日：10時00分～22時00分	電話、メールで悩みを相談できる窓口です。	https://www.inochinodenwa.org/
9	よりそいホットライン	0120-279-338/24時間365日	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓 口です。	https://www.since2011.net/yorisoi/
10	性犯罪被害相談電話	フリーダイヤル 0120-8343-81 携帯電話専用 096-384-1254 全国統一番号 #8103(ハートさん)	熊本県警察につながる性犯罪被害相談電話窓 口です。	https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanbai/seihanbai.html
11	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあいどくまもと	096-386-5555 毎日：24時間 (12/28 18:00～1/4 9:00を除く。)	性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援 センター」の窓口です。	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
12	熊本県ヤングケアラー相談支援センター	096-384-1000 平日：午前8時30分から午後5時まで	ヤングケアラーや若者ケアの方などがよ り気軽にLINEで相談できる窓口です。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/126814.html
13	熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ	電話 096-386-1177 相談時間：（月曜日）・（火曜日）・（木曜日） 午前9時 ～12時・午後1時～3時	ひきこもりに関する悩みを相談できる窓口で す。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/101912.html
14	消費者ホットライン	熊本県消費生活センター 電話番号：096-383-0999（相談専用） 相談時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（土・日曜 日、祝日、年末年始を除く）	お近くの県の消費生活相談窓口につながり、 消費者トラブルについて相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/2201.html
15		各市町村の消費生活相談窓口一覧	お近くの市町村の消費生活相談窓口につなが り、消費者トラブルについて相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/50710.html

別添 教育・保育の提供体制

(1) 区域の設定と量の見通し

① 基本的な考え方

県が定める区域は、県が認可及び認定を行う際の需給調整の判断基準であり、各市町村計画において設定される区域と同一とします。

【理由】

- ・認可・認定は県（熊本市）が行うが、各市町村が行う確認と整合性を保つ必要があるため、区域は市町村計画と合わせることが望ましいこと。
- ・広域利用の実態をみると、県が新たに区域設定をする必要はなく、各市町村計画の需給見通しに反映されていること。

なお、今後、計画に沿って質の高い教育・保育を推進する中で、需要と供給の変化等により広域的な観点から調整の必要が生じた場合は、県が県内市町村や県境市町村間の調整を行います。

② 設定区域

基本的には1市町村1区域としますが、次の2市については、市町村計画に合わせて1つの市町村で複数の区域を設定します。

【熊本市】1号認定 8区域、2・3号認定 27区域

【天草市】1・2・3号認定 3区域

【認定区分】

■ 1号認定

3～5歳の児童で、幼稚園等での教育を希望

利用先：幼稚園、認定こども園

■ 2号認定

3～5歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望

利用先：保育所、認定こども園、企業主導型保育事業（地域枠分）

■ 3号認定

0～2歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業（地域枠分）

熊本市、天草市の詳細な設定区域は以下のとおりです。

市町村	認定区分（区域名）		区域区分（小学校区）
熊本市	1号 (中央A)	2・3号(中央①)	壺川、城東、慶徳、一新、五福
		2・3号(中央②)	向山、本荘、春竹
		2・3号(中央③)	碩台、黒髪
	1号 (中央B)	2・3号(中央④)	白川、大江、白山
		2・3号(中央⑤)	出水、出水南、砂取
		2・3号(中央⑥)	託麻原、帶山、帶山西
	1号 (東A)	2・3号(東②)	西原、託麻西、月出
		2・3号(東③)	託麻東、託麻北、託麻南、長嶺
	1号 (東B)	2・3号(東①)	尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内
		2・3号(東④)	画図、健軍、泉ヶ丘
		2・3号(東⑤)	秋津、若葉、桜木、桜木東
	1号 (西)	2・3号(西①)	高橋、池上、城山
		2・3号(西②)	城西、花園、池田
		2・3号(西③)	古町、春日、白坪
		2・3号(西④)	芳野、河内
		2・3号(西⑤)	小島、中島
	1号 (南)	2・3号(南①)	富合
		2・3号(南②)	御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、田迎西
		2・3号(南③)	力合、城南、川尻、力合西
		2・3号(南④)	飽田東、飽田南、飽田西
		2・3号(南⑤)	中緑、錢塘、奥古閑、川口
		2・3号(南⑥)	杉上、隈庄、豊田
	1号 (北A)	2・3号(北①)	植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底
		2・3号(北②)	川上、西里、北部東
		2・3号(北③)	清水、高平台
	1号 (北B)	2・3号(北④)	城北、麻生田、楠、榆木
		2・3号(北⑤)	龍田、龍田西、武藏、弓削
計	8区域	27区域	

- ・市内8区域：熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考としつつ、幼稚園への通園区域を考慮して設定
- ・市内27区域：熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考としつつ、保育所への通園区域を考慮して設定

市町村名	認定区分（区域名）	区域区分（旧市町）
天草市	1・2・3号（東部）	本渡上島、有明、栖本、倉岳、御所浦
	1・2・3号（中央部）	本渡下島、五和、新和
	1・2・3号（西部）	牛深、天草、河浦
計	3区域	

- ・現在の天草市の教育・保育の提供状況や地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、居宅から容易に移動することが可能となるよう3区域を設定。

(2) 県計画における教育・保育の量の見込み及び確保方策

① 基本的な考え方

各年度の県が定める設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策については、各市町村におけるニーズ調査の結果に基づき、市町村子ども・子育て会議で検討された数字を積み上げています。

また、国の基本指針においても、県が定める教育・保育の量及び確保方策¹は、市町村計画の積上げが基本とされています。

② 県区域における教育・保育の量の見込み及び確保方策

設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策の県全体の見通しは、以下のとおりになります。

設定区域ごとの詳細については、P68 以降の「県が定める設定区域におけるニーズ及び確保量」に掲載しています。

【県全体の見通し】

令和7年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	7,726	29,588	21,945
合 計			59,259
幼稚園	4,864		
認定こども園（幼稚園部分）	6,632		
認定こども園（保育所部分）		10,734	7,831
保育所		19,952	14,606
地域型保育事業			1,625
企業主導型（地域枠分）		396	636
小 計	11,496	31,082	24,698
合 計			67,276
確保方策 - 量の見込み	3,770	1,494	2,753
合 計			8,017

令和8年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	7,167	29,043	21,644
合 計			57,854
幼稚園	4,504		
認定こども園（幼稚園部分）	6,667		
認定こども園（保育所部分）		10,766	7,841
保育所		19,914	14,565
地域型保育事業			1,682
企業主導型（地域枠分）		396	636
小 計	11,171	31,076	24,724
合 計			66,971
確保方策 - 量の見込み	4,004	2,033	3,080
合 計			9,117

¹ 将来的な需要に対して、どのような手段で供給を行っていくかという対応策。

令和9年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	6,567	28,039	21,663
合 計			56,269
確保方策			
幼稚園	4,435		
認定こども園（幼稚園部分）	6,677		
認定こども園（保育所部分）		10,763	7,842
保育所		19,758	14,550
地域型保育事業			1,682
企業主導型（地域枠分）		396	636
小 計	11,112	30,917	24,710
合 計			66,739
確保方策 - 量の見込み	4,545	2,878	3,047
合 計			10,470

令和10年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	6,041	27,193	21,602
合 計			54,836
確保方策			
幼稚園	4,386		
認定こども園（幼稚園部分）	6,690		
認定こども園（保育所部分）		10,813	7,872
保育所		19,567	14,511
地域型保育事業			1,682
企業主導型（地域枠分）		396	636
小 計	11,076	30,776	24,701
合 計			66,553
確保方策 - 量の見込み	5,035	3,583	3,099
合 計			11,717

令和11年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	5,632	26,838	21,535
合 計			54,005
確保方策			
幼稚園	4,387		
認定こども園（幼稚園部分）	6,675		
認定こども園（保育所部分）		10,796	7,854
保育所		19,494	14,504
地域型保育事業			1,682
企業主導型（地域枠分）		396	636
小 計	11,062	30,686	24,676
合 計			66,424
確保方策 - 量の見込み	5,430	3,848	3,141
合 計			12,419

※ 上記の数については、市町村計画の数を基に県計画として作成したものです。詳細については、P68 以降に記載しています。

また、2号認定の「量の見込み」には、2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」の数を含んでいます。

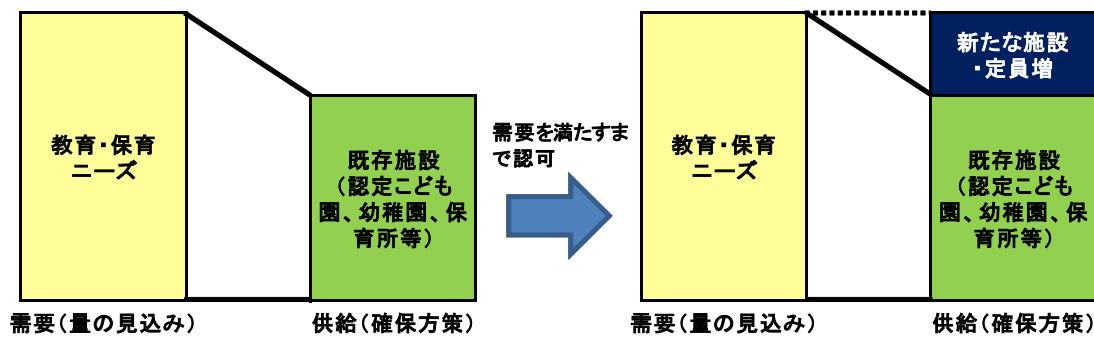
(3) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

① 基本的な考え方

各市町村が定める設定区域ごとの需要（量の見込み）が、供給（確保の状況）を上回った場合は、原則として認可・認定を行います。

また、逆に、需要（量の見込み）が供給（確保の状況）を下回る場合²は、原則として認可・認定を行いません。

- 需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（基準を満たす場合）
- 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 原則認可・認定しない



② 県計画策定期に見込めなかった施設の認可及び認定申請に係る需給調整

県計画は、市町村子ども・子育て会議に諮ったうえで確保方策が決定された市町村計画を積み上げて策定しており、県が計画外に認可・認定を行えば、市町村の計画的な施設整備に支障をきたす恐れがあります。

そのため、原則として認可・認定は計画に定められた確保方策に基づき行いますが、計画で見込んだ以上に需要が供給を上回った場合や、需要が供給を下回った設定区域において局所的に確保方策が必要となった場合等は、市町村と協議のうえ、追加の確保方策を検討します。

² 需要が供給を下回る場合は、実際の利用児童数に応じた利用定員の変更及び市町村計画における確保方策の見直し等について、必要に応じ、市町村に対して助言します。

県が定める設定区域における
ニーズ及び確保量

【熊本県全体】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度														
	1号	2号	3号																								
量の見込み	7,726	29,588	21,945	7,167	29,043	21,644	6,567	28,039	21,663	6,041	27,193	21,602	5,632	26,838	21,535												
合 計	59,259			57,854			56,269			54,836			54,005														
幼稚園	4,864			4,504			4,435			4,386			4,387														
認定こども園（幼稚園部分）	6,632			6,667			6,677			6,690			6,675														
認定こども園（保育所部分）	10,734	7,831		10,766	7,841		10,763	7,842		10,813	7,872		10,796	7,854													
保育所		19,952			14,606			19,914			14,550			19,567		14,511											
地域型保育事業				1,625			1,682			1,682			1,682														
企業主導型（地域枠分）				396	636		396	636		396	636		396	636													
小 計	11,496	31,082	24,698	11,171	31,076	24,724	11,112	30,917	24,710	11,076	30,776	24,701	11,062	30,686	24,676												
合 計				67,276			66,971			66,739			66,553														
確保方策 - 量の見込み	3,770	1,494	2,753	4,004	2,033	3,080	4,545	2,878	3,047	5,035	3,583	3,099	5,430	3,848	3,141												
合 計				8,017			9,117			10,470			11,717														

■表中の1～3号は、以下の設定区分を表しています。

【1号認定】

3～5歳の児童で、幼稚園等での教育を希望
利用先：幼稚園、認定こども園

【2号認定】

3～5歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
利用先：保育所、認定こども園、企業主導型保育事業（地域枠分）

【3号認定】

0～2歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業（地域枠分）

【留意事項】

- ・市町村計画の数を基に県計画として作成したものです。
- ・2号認定の「量の見込み」には、2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」の数を含んでいます。

No. 01 【熊本区域（合計）】※1号認定の量の見込み及び確保方策については、8園域を区域としているため、8区域の計及び合計表のみに数を記載しています。

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	4,690	11,587	8,824	4,223	11,427	8,798	3,745	11,127	8,917	3,293	10,811	8,988	2,934	10,757	9,056
幼稚園	3,170			3,170			3,170			3,170			3,170		
認定こども園（幼稚園部分）	3,834			3,834			3,834			3,834			3,834		
確保方策															
保育所	6,992	4,866		6,992	4,866		6,992	4,866		6,992	4,866		6,992	4,866	
地域型保育事業	4,657	3,528		4,657	3,528		4,657	3,528		4,657	3,528		4,657	3,528	
企業主導型（地域枠）	1,210			1,210			1,210			1,210			1,210		
合 計	253	450		253	450		253	450		253	450		253	450	
確保方策・量の見込み	7,004	11,902	10,054	7,004	11,902	10,054	7,004	11,902	10,054	7,004	11,902	10,054	7,004	11,902	10,054

No. 01-01 【熊本 中央A】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	642	946	915	606	937	941	570	926	960	547	938	979	527	957	996
幼稚園	745			745			745			745			745		
認定こども園（幼稚園部分）	405			405			405			405			405		
確保方策															
保育所	561	404		561	404		561	404		561	404		561	404	
地域型保育事業	425	365		425	365		425	365		425	365		425	365	
企業主導型（地域枠）	125			125			125			125			125		
合 計	26	84		26	84		26	84		26	84		26	84	
確保方策・量の見込み	1,150	1,012	978	1,150	1,012	978	1,150	1,012	978	1,150	1,012	978	1,150	1,012	978

No. 01-01-01 【熊本 中央①】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	280	318	0	280	325	0	280	333	0	283	340	0	284	345
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策															
保育所	131	109		131	109		131	109		131	109		131	109	
地域型保育事業	135	115		135	115		135	115		135	115		135	115	
企業主導型（地域枠）	71			71			71			71			71		
合 計	26	64		26	64		26	64		26	64		26	64	
確保方策・量の見込み	0	292	359	0	292	359	0	292	359	0	292	359	0	292	359

No. 01-01-02 【熊本 中央②】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	448	420	0	445	420	0	425	431	0	425	443	0	424	456
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策															
保育所	315	235		315	235		315	235		315	235		315	235	
地域型保育事業	151	129		151	129		151	129		151	129		151	129	
企業主導型（地域枠）	54			54			54			54			54		
合 計	0	20		0	20		0	20		0	20		0	20	
確保方策・量の見込み	0	466	438	0	466	438	0	466	438	0	466	438	0	466	438

No. 01-01-03 【熊本 中央③】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	218	177	0	212	196	0	221	196	0	230	196	0	243	195
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策															
保育所	115	60		115	60		115	60		115	60		115	60	
地域型保育事業	139	121		139	121		139	121		139	121		139	121	
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合 計	0	254	181	0	254	181	0	254	181	0	254	181	0	254	181
確保方策・量の見込み	0	36	4	0	42	▲ 15	0	33	▲ 15	0	24	▲ 15	0	5	▲ 14

No. 01-02 【熊本 中央B】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	1,017	1,193	805	900	1,189	770	790	1,179	758	678	1,151	741	589	1,145	724
確保方策	幼稚園	740		740			740			740			740		
	認定こども園（幼稚園部分）	623		623			623			623			623		
		617	434		617	434		617	434		617	434		617	434
	保育所	514	411		514	411		514	411		514	411		514	411
	地域型保育事業		78			78			78			78			78
	企業主導型（地域枠）	17	53		17	53		17	53		17	53		17	53
合計	1,363	1,148	976	1,363	1,148	976	1,363	1,148	976	1,363	1,148	976	1,363	1,148	976
確保方策 - 量の見込み	346	▲ 45	171	463	▲ 41	206	573	▲ 31	218	685	▲ 3	235	774	3	252

No. 01-02-04 【熊本 中央④】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	355	267	0	355	261	0	347	256	0	343	248	0	349	240
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	保育所	90	66	90	66		90	66		90	66		90	66	
	地域型保育事業	277	238	277	238		277	238		277	238		277	238	
	企業主導型（地域枠）	19		19			19			19			19		
	合計	0	367	326	0	367	326	0	367	326	0	367	326	0	367
確保方策 - 量の見込み	0	12	59	0	12	65	0	20	70	0	24	78	0	18	86

No. 01-02-05 【熊本 中央⑤】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	392	217	0	376	204	0	379	203	0	357	200	0	348	197
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	保育所	260	175	260	175		260	175		260	175		260	175	
	地域型保育事業	99	71	99	71		99	71		99	71		99	71	
	企業主導型（地域枠）	0		0			0			0			0		
	合計	0	376	288	0	376	288	0	376	288	0	376	288	0	376
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 16	71	0	0	84	0	▲ 3	85	0	19	88	0	28	91

No. 01-02-06 【熊本 中央⑥】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	446	321	0	458	305	0	453	299	0	451	293	0	448	287
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	保育所	267	193	267	193		267	193		267	193		267	193	
	地域型保育事業	138	102	138	102		138	102		138	102		138	102	
	企業主導型（地域枠）	59		59			59			59			59		
	合計	0	405	362	0	405	362	0	405	362	0	405	362	0	405
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 41	41	0	▲ 53	57	0	▲ 48	63	0	▲ 46	69	0	▲ 43	75

No. 01-03 【熊本 東A】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	595	1,605	1,336	506	1,575	1,337	422	1,545	1,373	342	1,513	1,415	266	1,488	1,452
確保方策	幼稚園	350		350			350			350			350		
	認定こども園（幼稚園部分）	500		500			500			500			500		
	保育所	1,239	790	1,239	790		1,239	790		1,239	790		1,239	790	
	地域型保育事業	347	233	347	233		347	233		347	233		347	233	
	企業主導型（地域枠）	361		361			361			361			361		
	合計	850	1,664	1,488	850	1,664	1,488	850	1,664	1,488	850	1,664	1,488	850	1,664
確保方策 - 量の見込み	255	53	152	344	89	151	428	119	115	508	151	73	584	176	36

No. 01-03-07【熊本 東②】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	595	536	0	585	535	0	563	541	0	542	548	0	518	554
幼稚園															
認定こども園（幼稚園部分）															
認定こども園（保育所部分）				446	283		446	283		446	283		446	283	
保育所				184	116		184	116		184	116		184	116	
策				149			149			149			149		149
地域型保育事業				16	49		16	49		16	49		16	49	
企業主導型（地域枠）				合 計	646	597	0	646	597	0	646	597	0	646	597
確保方策・量の見込み				0	51	61	0	61	62	0	83	56	0	104	43

No. 01-03-08【熊本 東③】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	1,010	800	0	990	802	0	982	832	0	971	867	0	970	898
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
認定こども園（保育所部分）				793	507		793	507		793	507		793	507	
保育所				163	117		163	117		163	117		163	117	
策				212			212			212			212		212
地域型保育事業				62	55		62	55		62	55		62	55	
企業主導型（地域枠）				合 計	1,018	891	0	1,018	891	0	1,018	891	0	1,018	891
確保方策・量の見込み				0	8	91	0	28	89	0	36	59	0	47	24
															▲ 7

No. 01-04 【熊本 東B】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度				
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
量の見込み	385	1,718	1,305	356	1,748	1,295	324	1,755	1,298	289	1,731	1,304	257	1,734	1,308		
幼稚園	0			0			0			0			0				
認定こども園（幼稚園部分）	595			595			595			595			595				
認定こども園（保育所部分）				919	515		919	515		919	515		919	515			
保育所				735	585		735	585		735	585		735	585			
策				203			203			203			203		203		
地域型保育事業				58	89		58	89		58	89		58	89			
企業主導型（地域枠）				合 計	595	1,712	1,392	595	1,712	1,392	595	1,712	1,392	595	1,712	1,392	
確保方策・量の見込み				210	▲ 6	87	239	▲ 36	97	271	▲ 43	94	306	▲ 19	88	338	▲ 22
																84	

No. 01-04-09【熊本 東①】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	439	361	0	426	374	0	430	383	0	429	393	0	436	401	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0			
認定こども園（保育所部分）				265	175		265	175		265	175		265	175		
保育所				184	156		184	156		184	156		184	156		
策				45			45			45			45		45	
地域型保育事業				15	25		15	25		15	25		15	25		
企業主導型（地域枠）				合 計	464	401	0	464	401	0	464	401	0	464	401	
確保方策・量の見込み				0	25	40	0	38	27	0	34	18	0	35	8	
																0

No. 01-04-10【熊本 東④】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	838	548	0	871	545	0	883	544	0	870	543	0	886	543	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0			
認定こども園（保育所部分）				469	236		469	236		469	236		469	236		
保育所				306	224		306	224		306	224		306	224		
策				63			63			63			63		41	
地域型保育事業				33	50		33	50		33	50		33	50		
企業主導型（地域枠）				合 計	808	573	0	808	573	0	808	573	0	808	573	
確保方策・量の見込み				0	▲ 30	25	0	▲ 63	28	0	▲ 75	29	0	▲ 62	30	
																30

No. 01-04-11 【熊本 東⑤】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	441	396	0	451	376	0	442	371	0	432	368	0	412	364
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）	185	104	185	104	185	104	185	104	185	104	185	104	185	104
	保育所	245	205	245	205	245	205	245	205	245	205	245	205	245	205
	地域型保育事業	95		95		95		95		95		95		95	
	企業主導型（地域枠）	10	14	10	14	10	14	10	14	10	14	10	14	10	14
合 計	0	440	418	0	440	418	0	440	418	0	440	418	0	440	418
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 1	22	0	▲ 11	42	0	▲ 2	47	0	8	50	0	28	54

No. 01-05 【熊本 西】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	542	1,343	921	489	1,309	856	444	1,244	834	391	1,168	823	348	1,113	815
確保方策	幼稚園	300		300			300			300			300		
	認定こども園（幼稚園部分）	405		405			405			405			405		
	認定こども園（保育所部分）	688	519	688	519	688	519	688	519	688	519	688	519	688	519
	保育所	722	523	722	523	722	523	722	523	722	523	722	523	722	523
	地域型保育事業	37		37		37		37		37		37		37	
	企業主導型（地域枠）	13	44	13	44	13	44	13	44	13	44	13	44	13	44
合 計	705	1,423	1,123	705	1,423	1,123	705	1,423	1,123	705	1,423	1,123	705	1,423	1,123
確保方策 - 量の見込み	163	80	202	206	114	267	261	179	289	314	255	300	357	310	308

No. 01-05-12 【熊本 西①】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	306	214	0	314	176	0	278	167	0	244	161	0	204	156
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）	236	174	236	174	236	174	236	174	236	174	236	174	236	174
	保育所	88	72	88	72	88	72	88	72	88	72	88	72	88	72
	地域型保育事業	0		0		0		0		0		0		0	
	企業主導型（地域枠）	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
合 計	0	324	255	0	324	255	0	324	255	0	324	255	0	324	255
確保方策 - 量の見込み	0	18	41	0	10	79	0	46	88	0	80	94	0	120	99

No. 01-05-13 【熊本 西②】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	353	237	0	346	240	0	336	242	0	331	247	0	337	255
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）	63	47	63	47	63	47	63	47	63	47	63	47	63	47
	保育所	304	216	304	216	304	216	304	216	304	216	304	216	304	216
	地域型保育事業	0		0		0		0		0		0		0	
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	367	263	0	367	263	0	367	263	0	367	263	0	367	263
確保方策 - 量の見込み	0	14	28	0	21	23	0	31	21	0	36	16	0	30	8

No. 01-05-14 【熊本 西③】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	325	245	0	307	233	0	297	227	0	275	222	0	273	217
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）	185	142	185	142	185	142	185	142	185	142	185	142	185	142
	保育所	154	116	154	116	154	116	154	116	154	116	154	116	154	116
	地域型保育事業	37		37		37		37		37		37		37	
	企業主導型（地域枠）	13	35	13	35	13	35	13	35	13	35	13	35	13	35
合 計	0	362	330	0	362	330	0	362	330	0	362	330	0	362	330
確保方策 - 量の見込み	0	37	85	0	55	97	0	65	103	0	87	108	0	89	113

No. 01-05-15【熊本 西④】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	71	55	0	58	52	0	49	48	0	51	46	0	48	44
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策	61	49		61	49		61	49		61	49		61	49	
保育所	45	25		45	25		45	25		45	25		45	25	
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	106	74	0	106	74	0	106	74	0	106	74	0	106	74
確保方策・量の見込み	0	35	19	0	48	22	0	57	26	0	55	28	0	58	30

No. 01-05-16【熊本 西⑤】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	288	170	0	284	155	0	284	150	0	267	147	0	251	143
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策	133	107		133	107		133	107		133	107		133	107	
保育所	131	94		131	94		131	94		131	94		131	94	
地域型保育事業		0			0			0			0		0		0
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	264	201	0	264	201	0	264	201	0	264	201	0	264	201
確保方策・量の見込み	0	▲ 24	31	0	▲ 20	46	0	▲ 20	51	0	▲ 3	54	0	13	58

No. 01-06 【熊本 南】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	802	2,620	2,067	737	2,548	2,198	666	2,453	2,324	617	2,445	2,352	583	2,526	2,380
幼稚園	480			480			480			480			480		
認定こども園（幼稚園部分）	664			664			664			664			664		
確保方策	1,589	1,214		1,589	1,214		1,589	1,214		1,589	1,214		1,589	1,214	
保育所	965	685		965	685		965	685		965	685		965	685	
地域型保育事業		278			278			278			278		278		278
企業主導型（地域枠）	46	47		46	47		46	47		46	47		46	47	
合計	1,144	2,600	2,224	1,144	2,600	2,224	1,144	2,600	2,224	1,144	2,600	2,224	1,144	2,600	2,224
確保方策・量の見込み	342	▲ 20	157	407	52	26	478	147	▲ 100	527	155	▲ 128	561	74	▲ 156

No. 01-06-17【熊本 南①】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	287	204	0	289	189	0	265	204	0	248	214	0	222	224
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策	181	119		181	119		181	119		181	119		181	119	
保育所	75	55		75	55		75	55		75	55		75	55	
地域型保育事業		19			19			19			19		19		19
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	256	193	0	256	193	0	256	193	0	256	193	0	256	193
確保方策・量の見込み	0	▲ 31	▲ 11	0	▲ 33	4	0	▲ 9	▲ 11	0	8	▲ 21	0	34	▲ 31

No. 01-06-18【熊本 南②】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	751	677	0	688	726	0	658	759	0	634	760	0	656	759
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策	500	355		500	355		500	355		500	355		500	355	
保育所	277	223		277	223		277	223		277	223		277	223	
地域型保育事業		183			183			183			183		183		183
企業主導型（地域枠）	37	41		37	41		37	41		37	41		37	41	
合計	0	814	802	0	814	802	0	814	802	0	814	802	0	814	802
確保方策・量の見込み	0	63	125	0	126	76	0	156	43	0	180	42	0	158	43

No. 01-06-19 【熊本 南③】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	636	545	0	649	608	0	643	651	0	668	662	0	726	675
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）														
	保育所														
	地域型保育事業														
	企業主導型（地域枠）														
合 計	0	653	555	0	653	555	0	653	555	0	653	555	0	653	555
確保方策 - 量の見込み	0	17	10	0	4	▲ 53	0	10	▲ 96	0	▲ 15	▲ 107	0	▲ 73	▲ 120

No. 01-06-20 【熊本 南④】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	303	192	0	293	201	0	280	218	0	268	223	0	266	227
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）														
	保育所														
	地域型保育事業														
	企業主導型（地域枠）														
合 計	0	287	218	0	287	218	0	287	218	0	287	218	0	287	218
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 16	26	0	▲ 6	17	0	7	0	0	19	▲ 5	0	21	▲ 9

No. 01-06-21 【熊本 南⑤】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	167	102	0	144	134	0	148	137	0	158	135	0	191	132
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）														
	保育所														
	地域型保育事業														
	企業主導型（地域枠）														
合 計	0	183	112	0	183	112	0	183	112	0	183	112	0	183	112
確保方策 - 量の見込み	0	16	10	0	39	▲ 22	0	35	▲ 25	0	25	▲ 23	0	▲ 8	▲ 20

No. 01-06-22 【熊本 南⑥】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	476	347	0	485	340	0	459	355	0	469	358	0	465	363
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）														
	保育所														
	地域型保育事業														
	企業主導型（地域枠）														
合 計	0	407	344	0	407	344	0	407	344	0	407	344	0	407	344
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 69	▲ 3	0	▲ 78	4	0	▲ 52	▲ 11	0	▲ 62	▲ 14	0	▲ 58	▲ 19

No. 01-07 【熊本 北A】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	308	1,384	935	266	1,371	866	215	1,293	839	164	1,187	836	124	1,118	835
確保方策	幼稚園	75		75			75			75			75		
	認定こども園（幼稚園部分）	409		409			409			409			409		
	認定こども園（保育所部分）														
	保育所														
	地域型保育事業														
	企業主導型（地域枠）														
合 計	484	1,576	1,205	484	1,576	1,205	484	1,576	1,205	484	1,576	1,205	484	1,576	1,205
確保方策 - 量の見込み	176	192	270	218	205	339	269	283	366	320	389	369	360	458	370

No. 01-07-23 【熊本 北①】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	443	293	0	442	271	0	427	255	0	393	247	0	381	238
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確 保 方 策	322	208		322	208		322	208		322	208		322	208	
保育所	279	221		279	221		279	221		279	221		279	221	
地域型保育事業	19			19			19			19			19		
企業主導型（地域枠）	11	11		11	11		11	11		11	11		11	11	
合 計	0	612	459	0	612	459	0	612	459	0	612	459	0	612	459
確保方策・量の見込み	0	169	166	0	170	188	0	185	204	0	213	212	0	231	221

No. 01-07-24 【熊本 北②】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	594	414	0	565	377	0	512	378	0	443	386	0	396	397
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確 保 方 策	417	308		417	308		417	308		417	308		417	308	
保育所	192	158		192	158		192	158		192	158		192	158	
地域型保育事業	19			19			19			19			19		
企業主導型（地域枠）	1	8		1	8		1	8		1	8		1	8	
合 計	0	610	493	0	610	493	0	610	493	0	610	493	0	610	493
確保方策・量の見込み	0	16	79	0	45	116	0	98	115	0	167	107	0	214	96

No. 01-07-25 【熊本 北③】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	347	228	0	364	218	0	354	206	0	345	203	0	341	200
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確 保 方 策	248	159		248	159		248	159		248	159		248	159	
保育所	103	77		103	77		103	77		103	77		103	77	
地域型保育事業	7			7			7			7			7		
企業主導型（地域枠）	3	10		3	10		3	10		3	10		3	10	
合 計	0	354	253	0	354	253	0	354	253	0	354	253	0	354	253
確保方策・量の見込み	0	7	25	0	▲ 10	35	0	0	47	0	9	50	0	13	53

No. 01-08 【熊本 北日】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	399	778	540	353	750	535	314	732	531	265	678	538	240	676	546
幼稚園	480			480			480			480			480		
認定こども園（幼稚園部分）	233			233			233			233			233		
確 保 方 策	392	315		392	315		392	315		392	315		392	315	
保育所	375	270		375	270		375	270		375	270		375	270	
地域型保育事業	83			83			83			83			83		
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合 計	713	767	668	713	767	668	713	767	668	713	767	668	713	767	668
確保方策・量の見込み	314	▲ 11	128	360	17	133	399	35	137	448	83	130	473	91	122

No. 01-08-26 【熊本 北④】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	417	274	0	408	263	0	417	254	0	387	251	0	386	247
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確 保 方 策	161	119		161	119		161	119		161	119		161	119	
保育所	274	166		274	166		274	166		274	166		274	166	
地域型保育事業	38			38			38			38			38		
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合 計	0	435	323	0	435	323	0	435	323	0	435	323	0	435	323
確保方策・量の見込み	0	18	49	0	27	60	0	18	69	0	48	72	0	49	76

No. 01-08-27 【熊本 北⑤】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	361	266	0	342	272	0	315	277	0	291	287	0	290	299
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）				231	196								231	196
	保育所				101	104								101	104
	地域型保育事業				45									45	
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	332	345	0	332	345	0	332	345	0	332	345	0	332	345
確保方策 - 量の見込み	0	▲ 29	79	0	▲ 10	73	0	17	68	0	41	58	0	42	46

No. 02 【八代区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	267	2,083	1,406	258	2,014	1,347	237	1,846	1,330	225	1,758	1,314	217	1,696	1,295	
確保方策	幼稚園	645			345			345			345			345		
	認定こども園（幼稚園部分）	130			130			130			130			130		
	認定こども園（保育所部分）				349	281		349	281		349	281		349	281	
	保育所				2,044	1,511		2,044	1,511		2,044	1,511		2,044	1,511	
	地域型保育事業				38			38			38			38		
	企業主導型（地域枠）			0	6		0	6		0	6		0	6		
合計	775	2,393	1,836	475	2,393	1,836	475	2,393	1,836	475	2,393	1,836	475	2,393	1,836	
確保方策 - 量の見込み	508	310	430	217	379	489	238	547	506	250	635	522	258	697	541	

No. 03 【人吉区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	147	377	314	145	375	303	129	332	308	130	334	299	126	324	291	
確保方策	幼稚園	60			60			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	160			160			185			185			185		
	認定こども園（保育所部分）				250	310		247	315		263	337		263	337	
	保育所				190	160		190	160		190	160		190	160	
	地域型保育事業			0			0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）			0	6		0	6		0	6		0	6		
合計	220	440	476	220	437	481	185	453	503	185	453	503	185	453	503	
確保方策 - 量の見込み	73	63	162	75	62	178	56	121	195	55	119	204	59	129	212	

No. 04 【荒尾区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	139	862	525	133	825	520	122	760	535	118	729	523	116	722	510	
確保方策	幼稚園	35			35			25			25			25		
	認定こども園（幼稚園部分）	160			160			145			145			130		
	認定こども園（保育所部分）				431	328		421	318		421	318		411	308	
	保育所				537	428		527	418		527	418		517	408	
	地域型保育事業			19			19			19			19		19	
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	0	
合計	195	968	775	195	968	775	170	948	755	170	948	755	155	928	735	
確保方策 - 量の見込み	56	106	250	62	143	255	48	188	220	52	219	232	39	206	225	

No. 05 【水俣区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	83	362	160	82	359	157	82	355	153	81	352	150	80	348	147	
確保方策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	90			90			90			90			90		
	認定こども園（保育所部分）				144	100		144	100		144	100		144	100	
	保育所				228	192		228	192		228	192		228	192	
	地域型保育事業			0			0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	0	
合計	90	372	292	90	372	292	90	372	292	90	372	292	90	372	292	
確保方策 - 量の見込み	7	10	132	8	13	135	8	17	139	9	20	142	10	24	145	

No. 06 【玉名区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	266	1,095	882	255	1,050	809	240	988	789	224	921	768	206	849	748
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	275			275			275			275			275		
確 保 方 策	829	224		829	224		829	224		829	224		828	224	
保育所	787	583		787	583		787	583		787	583		787	583	
地域型保育事業		31			31			31			31			31	
企業主導型（地域枠）	0	5		0	5		0	5		0	5		0	5	
合計	275	1,116	843	275	1,116	843	275	1,116	843	275	1,116	843	275	1,116	843
確保方策・量の見込み	9	21	▲ 39	20	66	34	35	128	54	51	195	75	69	267	95

No. 07 【山鹿区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	64	864	658	62	839	638	60	813	619	58	789	601	56	765	582
幼稚園	60			60			60			60			60		
認定こども園（幼稚園部分）	57			57			57			57			57		
確 保 方 策	114	79		114	79		114	79		114	79		114	79	
保育所	839	591		839	591		839	591		839	591		839	591	
地域型保育事業		18			18			18			18			18	
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	117	953	688	117	953	688	117	953	688	117	953	688	117	953	688
確保方策・量の見込み	53	89	30	55	114	50	57	140	69	59	164	87	61	188	106

No. 08 【菊池区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	87	991	748	82	935	746	78	885	752	74	836	751	73	834	748
幼稚園	25			25			25			25			25		
認定こども園（幼稚園部分）	150			150			150			150			150		
確 保 方 策	118	102		118	102		118	102		118	102		118	102	
保育所	817	673		804	673		864	673		824	673		824	673	
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	175	1,035	775	175	1,022	775	175	982	775	175	942	775	175	942	775
確保方策・量の見込み	88	44	27	93	87	29	97	97	23	101	106	24	102	108	27

No. 09 【宇土区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	81	771	478	76	780	477	75	768	475	74	759	471	73	749	467
幼稚園	149			134			135			136			137		
認定こども園（幼稚園部分）	15			15			15			15			15		
確 保 方 策	55	50		55	50		55	50		55	50		55	50	
保育所	692	449		707	449		706	449		705	449		704	449	
地域型保育事業		50			68			68			69			69	
企業主導型（地域枠）	0	5		0	5		0	5		0	5		0	5	
合計	164	747	554	149	762	573	150	761	573	151	760	573	152	759	573
確保方策・量の見込み	83	▲ 24	76	73	▲ 18	96	75	▲ 7	98	77	1	102	79	10	106

No. 10 【上天草区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	31	310	251	29	288	229	24	243	225	23	228	210	21	208	200
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	35			35			35			35			35		
認定こども園（保育所部分）		72	53		72	53		72	53		72	53		72	53
保育所	334	196		324	196		314	196		304	196		294	196	
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	35	406	249	35	396	249	35	386	249	35	376	249	35	366	249
確保方策・量の見込み	4	96	▲ 2	6	108	20	11	143	24	12	148	39	14	158	49

No. 11 【宇城区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	155	1,066	821	150	1,033	796	145	1,001	771	141	971	747	137	941	725	
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園（幼稚園部分）	251		251			251			251			251			
	認定こども園（保育所部分）		98	91		98	91		98	91		98	91		98	91
	保育所	1,009	716		1,009	716		1,009	716		1,009	716		1,009	716	
	地域型保育事業		0		0		0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）		13	30		13	30		13	30		13	30		13	30
合計	251	1,120	837	251	1,120	837	251	1,120	837	251	1,120	837	251	1,120	837	
確保方策・量の見込み	96	54	16	101	87	41	106	119	66	110	149	90	114	179	112	

No. 12 【阿蘇区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	34	423	306	33	411	298	31	389	295	30	373	293	29	361	291	
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園（幼稚園部分）	45		45			45			45			45			
	認定こども園（保育所部分）		129	96		129	96		129	96		129	96		129	96
	保育所	316	239		316	239		316	239		316	239		316	239	
	地域型保育事業		0		0		0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0		0	0	
合計	45	445	335	45	445	335	45	445	335	45	445	335	45	445	335	
確保方策・量の見込み	11	22	29	12	34	37	14	56	40	15	72	42	16	84	44	

No. 13 【天草区域（合計）】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	102	1,069	893	96	1,015	895	90	959	879	87	924	865	89	925	854	
確保方策	幼稚園	135		135			135			135			135			
	認定こども園（幼稚園部分）	30		30			30			30			30			
	認定こども園（保育所部分）		27	28		27	28		27	28		27	28		27	28
	保育所	1,066	814		1,059	811		1,044	806		1,037	803		1,023	797	
	地域型保育事業		0		0		0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0		0	0	
合計	165	1,093	842	165	1,086	839	165	1,071	834	165	1,064	831	165	1,050	825	
確保方策・量の見込み	63	24	▲ 51	69	71	▲ 56	75	112	▲ 45	78	140	▲ 34	76	125	▲ 29	

No. 13-01 【天草東部区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	12	182	143	11	161	143	10	147	140	10	150	135	10	147	133	
確保方策	幼稚園	15		15			15			15			15			
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0		0	0		0	0		0		0		
	保育所	194	146		187	143		180	140		180	140		173	137	
	地域型保育事業		0		0		0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0		0	0	
合計	15	194	146	15	187	143	15	180	140	15	180	140	15	173	137	
確保方策・量の見込み	3	12	3	4	26	0	5	33	0	5	30	5	5	26	4	

No. 13-02 【天草中央部区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	71	732	634	68	726	624	64	697	613	61	661	608	61	655	603	
確保方策	幼稚園	105		105			105			105			105			
	認定こども園（幼稚園部分）	15		15			15			15			15			
	認定こども園（保育所部分）		21	19		21	19		21	19		21	19		21	19
	保育所	722	548		722	548		722	548		715	545		708	542	
	地域型保育事業		0		0		0			0			0		0	
	企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0		0	0	
合計	120	743	567	120	743	567	120	743	567	120	736	564	120	729	561	
確保方策・量の見込み	49	11	▲ 67	52	17	▲ 57	56	46	▲ 46	59	75	▲ 44	59	74	▲ 42	

No. 13-03 【天草西部区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	19	155	116	17	128	128	16	115	126	16	113	122	18	123	118
確保方策	幼稚園	15		15			15			15			15		
	認定こども園（幼稚園部分）	15		15			15			15			15		
	保育所	6	9	6	9		6	9		6	9		6	9	
	地域型保育事業	150	120	150	120		142	118		142	118		142	118	
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	
	合計	30	156	129	30	156	129	30	148	127	30	148	127	30	148
確保方策・量の見込み	11	1	13	13	28	1	14	33	1	14	35	5	12	25	9

No. 14 【合志区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	608	1,528	1,149	608	1,593	1,161	608	1,665	1,185	608	1,700	1,191	608	1,699	1,198
確保方策	幼稚園	300		300			300			300			300		
	認定こども園（幼稚園部分）	195		195			195			195			195		
	保育所	151	109	151	109		151	109		151	109		151	109	
	地域型保育事業	1,367	1,023	1,367	1,023		1,367	1,023		1,367	1,023		1,367	1,023	
	企業主導型（地域枠）	58	58	58	58		58	58		58	58		58	58	
	合計	495	1,601	1,274	495	1,601	1,274	495	1,601	1,274	495	1,601	1,274	495	1,601
確保方策・量の見込み	▲ 113	73	125	▲ 113	8	113	▲ 113	▲ 64	89	▲ 113	▲ 99	83	▲ 113	▲ 98	76

No. 15 【美里区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	7	95	67	7	90	66	7	90	60	7	87	60	6	85	58
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	25		25			25			25			25		
	保育所	48	32	48	32		48	32		48	32		48	32	
	地域型保育事業	54	36	54	36		54	36		54	36		54	36	
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	
	合計	25	102	68	25	102	68	25	102	68	25	102	68	25	102
確保方策・量の見込み	18	7	1	18	12	2	18	12	8	18	15	8	19	17	10

No. 16 【玉東区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	9	126	99	10	141	93	10	136	99	10	140	101	9	133	101
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	15		15			15			15			15		
	保育所	63	57	63	57		63	57		63	57		63	57	
	地域型保育事業	55	35	55	35		55	35		55	35		55	35	
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	
	合計	15	118	92	15	118	92	15	118	92	15	118	92	15	118
確保方策・量の見込み	6	▲ 8	▲ 7	5	▲ 23	▲ 1	5	▲ 18	▲ 7	5	▲ 22	▲ 9	6	▲ 15	▲ 9

No. 17 【南関区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	15	145	100	15	145	90	15	140	85	15	135	80	15	130	80
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	25		25			25			25			25		
	保育所	90	30	90	30		90	30		90	30		90	30	
	地域型保育事業	55	70	55	70		55	70		55	70		55	70	
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	
	合計	25	145	100	25	145	100	25	145	100	25	145	100	25	145
確保方策・量の見込み	10	0	0	10	0	10	10	5	15	10	10	20	10	15	20

No. 18 【長洲区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	43	266	191	34	266	192	28	259	188	24	248	188	24	250	188	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	90			90			90			90			90			
認定こども園（保育所部分）				135	115		135	115		135	115		135	115		
保育所		75	55		75	55		75	55		75	55		75	55	
地域型保育事業			0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	90	210	170	90	210	170	90	210	170	90	210	170	90	210	170	
確保方策・量の見込み	47	▲ 56	▲ 21	56	▲ 56	▲ 22	62	▲ 49	▲ 18	66	▲ 38	▲ 18	66	▲ 40	▲ 18	

No. 19 【和水区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	5	135	98	5	134	103	5	134	103	5	134	103	5	134	103	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	15			15			15			15			15			
認定こども園（保育所部分）				80	60		80	60		80	60		80	60		
保育所		68	52		68	52		68	52		68	52		68	52	
地域型保育事業			0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	15	148	112	15	148	112	15	148	112	15	148	112	15	148	112	
確保方策・量の見込み	10	13	14	10	14	9	10	14	9	10	14	9	10	14	9	

No. 20 【大津区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	186	785	541	181	797	518	178	789	509	167	742	509	162	731	509	
幼稚園	50			50			50			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	288			288			288			301			301			
認定こども園（保育所部分）		283	199		283	199		283	199		333	229		333	229	
保育所		491	379		491	379		491	379		408	342		408	342	
地域型保育事業		42			42			42			42			42		
企業主導型（地域枠）		30	34		30	34		30	34		30	34		30	34	
合計	338	804	654	338	804	654	338	804	654	301	771	647	301	771	647	
確保方策・量の見込み	152	19	113	157	7	136	160	15	145	134	29	138	139	40	138	

No. 21 【菊陽区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	309	883	571	289	825	565	266	760	577	255	728	570	253	721	565	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	472			472			472			472			472			
認定こども園（保育所部分）		213	147		213	147		213	147		213	147		213	147	
保育所		750	465		750	465		750	465		750	465		750	465	
地域型保育事業		81			81			81			81			81		
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	472	963	693	472	963	693	472	963	693	472	963	693	472	963	693	
確保方策・量の見込み	163	80	122	183	138	128	206	203	116	217	235	123	219	242	128	

No. 22 【南小国区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	9	75	49	7	62	51	8	63	54	6	51	68	7	57	68	
幼稚園	0			0			0			0			0			
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0			
認定こども園（保育所部分）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
保育所		82	58		82	58		82	58		82	58		82	58	
地域型保育事業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	82	58	0	82	58	0	82	58	0	82	58	0	82	58	
確保方策・量の見込み	▲ 9	7	9	▲ 7	20	7	▲ 8	19	4	▲ 6	31	▲ 10	▲ 7	25	▲ 10	

No. 23 【小国区域】

			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		8	104	72		8	110	67	7	100	62	7	95	62	7	97	59
確保方策	幼稚園	0				0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	30				30			30			30			30		
	認定こども園（保育所部分）		15	15			15	15		15	15		15	15		15	15
	保育所		116	74			116	74		116	74		116	74		116	74
	地域型保育事業			0			0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
合計		30	131	89	30	131	89	30	131	89	30	131	89	30	131	89	
確保方策・量の見込み		22	27	17	22	21	22	23	31	27	23	36	27	23	34	30	

No. 24 【産山区域】

			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		0	24	18		0	28	13	0	28	8	0	18	9	0	13	9
確保方策	幼稚園	0				0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0				0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		24	18			28	13		28	8		18	9		13	9
	地域型保育事業			0			0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	24	18	0	28	13	0	28	8	0	18	9	0	13	9	
確保方策・量の見込み		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

No. 25 【高森区域】

			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		9	83	61		9	81	62	9	85	63	8	77	60	8	76	60
確保方策	幼稚園	0				0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	10				10			10			10			10		
	認定こども園（保育所部分）		30	30			30	30		30	30		30	30		30	30
	保育所		68	42			68	42		68	42		68	42		68	42
	地域型保育事業			0			0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
合計		10	98	72	10	98	72	10	98	72	10	98	72	10	98	72	
確保方策・量の見込み		1	15	11	1	17	10	1	13	9	2	21	12	2	22	12	

No. 26 【西原区域】

			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		20	144	102		18	134	113	20	145	116	22	159	118	24	173	119
確保方策	幼稚園	0				0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0				0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		154	96			154	96		154	96		154	96		154	96
	地域型保育事業			0			0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	154	96	0	154	134	0	154	134	0	154	134	0	154	134	
確保方策・量の見込み		▲ 20	10	▲ 6	▲ 18	20	21	▲ 20	9	18	▲ 22	▲ 5	16	▲ 24	▲ 19	15	

No. 27 【南阿蘇区域】

			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		7	166	102		8	178	100	8	164	96	8	138	99	7	132	99
確保方策	幼稚園	0				0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0				0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		230	100			230	100		230	100		230	100		230	100
	地域型保育事業			0			0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0			0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	230	100	0	230	100	0	230	100	0	230	100	0	230	100	
確保方策・量の見込み		▲ 7	64	▲ 2	▲ 8	52	0	▲ 8	66	4	▲ 8	92	1	▲ 7	98	1	

No. 28 【御船区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	39	398	263	41	421	262	42	433	256	42	430	259	42	428	262
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	65			65			65			65			65		
認定こども園（保育所部分）		142	93		142	93		142	93		142	93		142	93
保育所		283	197		283	197		283	197		283	197		283	197
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合 計	65	425	290	65	425	290	65	425	290	65	425	290	65	425	290
確保方策・量の見込み	26	27	27	24	4	28	23	▲ 8	34	23	▲ 5	31	23	▲ 3	28

No. 29 【嘉島区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	19	321	249	18	302	272	19	318	274	19	312	281	20	338	287
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	35			35			35			35			35		
認定こども園（保育所部分）		45	15		45	15		45	15		45	15		45	15
保育所		271	209		271	209		271	209		271	209		271	209
地域型保育事業		19			19			19			19			19	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合 計	35	316	243	35	316	243	35	316	243	35	316	243	35	316	243
確保方策・量の見込み	16	▲ 5	▲ 6	17	14	▲ 29	16	▲ 2	▲ 31	16	4	▲ 38	15	▲ 22	▲ 44

No. 30 【益城区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	164	822	728	173	866	723	174	870	712	175	876	718	174	872	723
幼稚園	150			150			150			150			150		
認定こども園（幼稚園部分）	15			15			15			15			15		
認定こども園（保育所部分）		52	55		52	55		52	55		52	55		52	55
保育所		783	567		783	567		783	567		783	567		783	567
地域型保育事業		40			40			40			40			40	
企業主導型（地域枠）		17	14		17	14		17	14		17	14		17	14
合 計	165	852	676	165	852	676	165	852	676	165	852	676	165	852	676
確保方策・量の見込み	1	30	▲ 52	▲ 8	▲ 14	▲ 47	▲ 9	▲ 18	▲ 36	▲ 10	▲ 24	▲ 42	▲ 9	▲ 20	▲ 47

No. 31 【甲佐区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	9	183	105	9	174	96	8	157	97	8	152	95	7	142	95
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
認定こども園（保育所部分）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
保育所		178	102		166	94		125	115		125	115		125	115
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合 計	0	178	102	0	166	94	0	125	115	0	125	115	0	125	115
確保方策・量の見込み	▲ 9	▲ 5	▲ 3	▲ 9	▲ 8	▲ 2	▲ 8	▲ 32	18	▲ 8	▲ 27	20	▲ 7	▲ 17	20

No. 32 【山都区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	12	139	92	10	121	98	9	106	99	9	109	90	9	110	85
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	20			20			20			20			20		
認定こども園（保育所部分）		16	24		16	24		16	24		16	24		16	24
保育所		136	94		136	94		136	94		136	94		136	94
地域型保育事業		0			0			0			0			0	
企業主導型（地域枠）		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合 計	20	152	118	20	152	118	20	152	118	20	152	118	20	152	118
確保方策・量の見込み	8	13	26	10	31	20	11	46	19	11	43	28	11	42	33

No. 33 【水川区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	37	148	108	32	128	112	31	124	107	33	133	114	34	136	115
確保方策	幼稚園	85		40		40	40		40	40		40	40		40
	認定こども園（幼稚園部分）	0		40		40		40		40		40		40	
	認定こども園（保育所部分）		0	0	34	16		34	16		34	16		34	16
	保育所		143	112	119	96		119	96		119	96		119	96
	地域型保育事業			19		19			19			19			19
	企業主導型（地域枠）		0	2	0	2		0	2		0	2		0	2
合計	85	143	133	80	153	133	80	153	133	80	153	133	80	153	133
確保方策・量の見込み	48	▲ 5	25	48	25	21	49	29	26	47	20	19	46	17	18

No. 34 【芦北区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	15	186	151	14	174	143	13	162	130	12	152	119	11	143	111
確保方策	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（幼稚園部分）	15		15		15		15		15		15		15	
	認定こども園（保育所部分）		55	45	52	38		52	38		52	38		47	33
	保育所		136	104	136	104		118	92		104	86		104	86
	地域型保育事業		0		0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0		0	0		0	0
合計	15	191	149	15	188	142	15	170	130	15	156	124	15	151	119
確保方策・量の見込み	0	5	▲ 2	1	14	▲ 1	2	8	0	3	4	5	4	8	8

No. 35 【津奈木区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	5	73	38	4	63	40	3	47	39	3	45	39	3	45	40
確保方策	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		65	35	65	35		65	35		65	35		65	35
	地域型保育事業		0		0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	65	35	0	65	35	0	65	35	0	65	35	0	65	35
確保方策・量の見込み	▲ 5	▲ 8	▲ 3	▲ 4	2	▲ 5	▲ 3	18	▲ 4	▲ 3	20	▲ 4	▲ 3	20	▲ 5

No. 36 【錦区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	4	225	181	4	230	175	4	227	176	4	214	174	4	207	171
確保方策	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（幼稚園部分）	20		20		20		20		20		20		20	
	認定こども園（保育所部分）		88	77	92	73		92	73		92	73		92	73
	保育所		120	90	120	90		120	90		120	90		120	90
	地域型保育事業		0		0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0		0			0			0			0	
合計	20	208	167	20	212	163	20	212	163	20	212	163	20	212	163
確保方策・量の見込み	16	▲ 17	▲ 14	16	▲ 18	▲ 12	16	▲ 15	▲ 13	16	▲ 2	▲ 11	16	5	▲ 8

No. 37 【多良木区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	2	120	87	2	103	86	1	90	84	1	75	77	1	73	74
確保方策	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0		0	0		0	0		0	0		0
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		126	84	126	84		121	79		103	77		103	77
	地域型保育事業		0		0			0			0			0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	126	84	0	126	84	0	121	79	0	103	77	0	103	77
確保方策・量の見込み	▲ 2	6	▲ 3	▲ 2	23	▲ 2	▲ 1	31	▲ 5	▲ 1	28	0	▲ 1	30	3

No. 38 【湯前区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	11	42	39	11	40	37	11	39	35	10	35	34	10	35	33
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	15		15			15			15			15		
	認定こども園（保育所部分）			16	24		18	24		9	16		9	16	
	保育所			35	25		35	25		35	25		35	25	
	地域型保育事業			0			0			0			0		
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	15	51	49	15	51	49	15	44	41	15	44	41	15	44	41
確保方策 - 量の見込み	4	9	10	4	11	12	4	5	6	5	9	7	5	9	8

No. 39 【水上区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	33	20	0	26	18	0	22	19	0	21	20	0	20	19
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）			0	0		0	0		0	0		0	0	
	保育所			55	50		55	50		55	50		55	50	
	地域型保育事業			0			0			0			0		
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	55	50	0	55	50	0	55	50	0	55	50	0	55	50
確保方策 - 量の見込み	0	22	30	0	29	32	0	33	31	0	34	30	0	35	31

No. 40 【相良区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	1	57	54	1	56	46	1	55	45	1	54	44	1	49	43
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）			0	0		0	0		0	0		0	0	
	保育所			55	55		55	55		55	55		55	55	
	地域型保育事業			0			0			0			0		
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	55	55	0	55	55	0	55	55	0	55	55	0	55	55
確保方策 - 量の見込み	▲ 1	▲ 2	1	▲ 1	▲ 1	9	▲ 1	0	10	▲ 1	1	11	▲ 1	6	12

No. 41 【五木区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	11	7	0	10	6	0	10	6	0	7	6	0	6	6
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	0		0			0			0			0		
	認定こども園（保育所部分）			0	0		0	0		0	0		0	0	
	保育所			17	13		17	13		17	13		17	13	
	地域型保育事業			0			0			0			0		
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	17	13	0	17	13	0	17	13	0	17	13	0	17	13
確保方策 - 量の見込み	0	6	6	0	7	7	0	7	7	0	10	7	0	11	7

No. 42 【山江区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	2	77	33	1	62	38	1	52	39	1	42	36	1	46	35
確保方策	幼稚園	0		0			0			0			0		
	認定こども園（幼稚園部分）	10		10			10			10			10		
	認定こども園（保育所部分）			18	12		18	12		18	12		18	12	
	保育所			40	30		40	30		40	30		40	30	
	地域型保育事業			0			0			0			0		
	企業主導型（地域枠）			0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	10	58	42	10	58	42	10	58	42	10	58	42	10	58	42
確保方策 - 量の見込み	8	▲ 19	9	9	▲ 4	4	9	6	3	9	16	6	9	12	7

No. 43 【球磨区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	27	17	0	26	15	0	25	14	0	24	13	0	21	11
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策															
認定こども園（保育所部分）															
保育所															
地域型保育事業															
企業主導型（地域枠）															
合 計	0	27	23	0	29	21	0	29	21	0	31	19	0	24	16
確保方策 - 量の見込み	0	0	6	0	3	6	0	4	7	0	7	6	0	3	5

No. 44 【あさぎり区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	25	230	228	24	223	221	23	215	215	23	216	210	23	208	205
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	40			35			35			35			35		
確保方策															
認定こども園（保育所部分）															
保育所															
地域型保育事業															
企業主導型（地域枠）															
合 計	40	265	235	35	265	235	35	252	228	35	252	228	35	239	222
確保方策 - 量の見込み	15	35	7	11	42	14	12	37	13	12	36	18	12	31	17

No. 45 【苓北区域】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	77	59	0	83	49	0	63	63	0	59	75	0	49	90
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園（幼稚園部分）	0			0			0			0			0		
確保方策															
認定こども園（保育所部分）															
保育所															
地域型保育事業															
企業主導型（地域枠）															
合 計	0	98	82	0	105	75	0	100	80	0	90	90	0	75	105
確保方策 - 量の見込み	0	21	23	0	22	26	0	37	17	0	31	15	0	26	15

こどもまんなか熊本・実現計画
基本方針編

令和7年（2025年）3月

発行 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2225 FAX 096-383-1427
E-mail : kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所屬：子ども未来課
発行年度：令和6年度
(2024年度)